

*South China - Asia Business Report*Vol. **49**
Jan/Feb
2016

華南・アジア ビジネスレポート

CONTENTS

Briefs & Editorial

Topics

2015 年下期為替市場の回顧と 16 年の見通し 3

香港の賃金動向～2015 年の回顧と 16 年の展望 6

Regional Business

India インドビジネス最新情報 [18]

インド物品・サービス税 (GST) に関するアップデート 10

Vietnam

EPE(輸出加工企業)の国内販売および販社活動の検討 14

Malaysia

マレーシアでの駐在員にかかる
就労ビザの取得と留意点 18

Singapore

シンガポールにおける事業再編、清算にかかる
法令および手続き 22

Indonesia

インドネシアの外国人雇用に関する新規制(規則 16 号と 35 号)
～最新規制の事実上の一部撤廃～ 25

China 中国ビジネス法律講座 [49]

競争避止にかかる代表的な誤解とその修正 30

Macro Economy

アジア経済情報: アジア概況 34

Briefs

Topics

2015 年下期為替市場の回顧と 16 年の見通し

15 年下期のドル円相場は、上期の高値 125.86 円から一時 116.15 円まで下落するも、12 月の米利上げなどにより年末にかけて円安が進行し、120.30 円で取引を終えた。16 年は米利上げペースや、中国の景気動向、米大統領選挙の行方が注目される。日銀が追加緩和に踏み切るのも難しいと見られることから、緩やかに円高方向に反転していくとみている。



オフショア人民元相場は 15 年下期、ボラタイルな展開に。事実上の人民元切り下げが 8 月に行われた後、11 月の人民元の SDR 通貨採用などを受けて元安が進行し、6.56 円で取引を終えた。16 年も 1Q はドル高基調が続く見通しだが、一方的な元安は回避され、年末にかけ緩やかに元高方向に切り返すと予測する。

香港の賃金動向～2015 年の回顧と 16 年の展望

香港の雇用環境は労働力需給のひっ迫から賃金上昇圧力が続き、15 年 1～9 月期の名目賃金増加率は前年通年の +4.2% を上回る +4.4% に達した。16 年は中国の景気減速、米利上げを受けた香港での金利上昇などで景気拡大ペースは減速の可能性が高く、賃金上昇圧力も緩和する見通し。ただし、物価の上昇もおさえられる傾向にあることから、名目の賃金上昇率はここ数年を下回るも、実質ベースでは 15 年と同様かこれを上回る可能性もあろう。

Regional Business

[India] インドビジネス最新情報 [18] インド物品・サービス税(GST)に関するアップデート

インドでは 15 年末、物品・サービス税(GST)の導入に向けた憲法改正案などを審議する冬季国会が開かれた。GST については、政府によるジョイント・コミTEEが組織され、GST の登録、納税、還付、申告の各プロセスにかかる制度案に関するリポートが公表されている。政府の目指す GST の 16 年 4 月導入は危ぶまれるものの、足元状況のアップデートとして、これらリポートの概要を紹介する。

[Vietnam] EPE(輸出加工企業)の国内販売および販社活動の検討

製造、販売両面で日系企業の注目を集めるベトナム。当地で輸出を前提とした製造・加工を行う企業形

態に EPE 企業がある。この EPE 企業が国内販売を行うケースについて、15 年 7 月の現行投資法施行以降の実行可能性や、関税・VAT の取り扱いにかかる留意点について、製造製品の販売、および輸入あるいは国内調達製品の販売を行う場合に分けて検討する。

[Malaysia] マレーシアでの駐在員にかかる就労ビザの取得と留意点

法人の設立が比較的容易なのに比べ、マレーシアでは就労ビザの取得に時間がかかるケースが多い。マレーシアで駐在員が就労するには、長期就労が認められる EP(Employment Pass)を取得する必要があるが、申請に当たっては資本金規制や最低給与基準などが設けられているほか、事業別の手続き区分、および必要書類がある。手続きに当たっては所要期間だけでなく、こうした点にも留意されたい。

[Singapore] シンガポールにおける事業再編、清算にかかるときの法令および手続き

シンガポールにおける事業が財務面で困難に直面したとき、①債権者に債務軽減を提案する協定、あるいは②法廷管理人による監督を受けるという、2つの公的手続きによる事業再編を検討することができる。会社清算を検討する場合は、裁判所による清算のほか、債権者あるいは株主による任意清算があり、いずれも所定の手続きに則る必要がある。ここではこれらの事業再編・清算にかかる法令と手続きについて紹介する。

[Indonesia] インドネシアの外国人雇用に関する新規制(規則 16 号と 35 号)～最新規制の事実上の一部撤廃～

インドネシア政府は先ごろ、6月末に施行した外国人労働者活用の手続きを厳格化する新規制内容を修正し、事実上、一部規制の撤廃に踏み切った。背景には、国際商工会議所のロビー活動など、規制に対する不満が強かったことがあるが、当地法令の柔軟性、あるいは不安定さを示すこととなった。ここでは、今般規制の改正、修正にかかる経緯と内容を解説する。

[China] 中国ビジネス法律講座 [49] 競業禁止にかかる代表的な誤解とその修正

秘密保持義務を負う従業員が退職・離職後に競合他社へ就業することを制限する「競業禁止」については、多くの企業に関心を持つ半面、細部まで正しく理解されておらず、労務コストの増大や違約金の支払いなど、かえって企業側にとって不利な事態に陥ることがある。本稿では、実務上の事例から、競業禁止にかかるよくある間違いと、その対処法について説明する。

Macro Economy**アジア経済情報: アジア概況～2016 年にかけて自律的回復力に乏しい展開が続く**

15 年 3Q のアジア経済は総じて底打ちし、多くの国・地域で実質 GDP 成長率は前期から加速し、15 年末にかけ持ち直しが続いた。16 年のアジアは、中国で景気の減速傾向が継続するとみられるほか、選挙による政治の混乱なども懸念されるなど、いくつかの下振れリスクを抱えていることから、実質経済成長率は中国が+6.7%、NIEs が+2.4%、ASEAN5 が+4.4%、インドが+7.7%と予測する。

Editorial

新年、あけましておめでとうございます。

さて、マーケットは年明け早々、中国株式市場でのサーキットブレーカー発動、人民元安の進行、原油価格の下落など大荒れとなり、正月気分も吹き飛んだという方も多いのではないのでしょうか。

背景には、北朝鮮の水爆実験やイラン・サウジアラビアの国交断絶といった地政学リスクの高まりのほか、市場予測を超える中国経済指標の悪化など諸々ありますが、さまざまな要素が絡み、さらに複雑さを増すのが国際化した現代社会・経済の難しいところ。今年は台湾、フィリピンでそれぞれ総統・大統領選が行われるほか、秋には米大統領選など大きなイベントを控えていることもあり、不透明な市況の予感に懸念が広がっています。

2016/17 年度に向けた計画立案のさなか、動きの激しい相場となっておりますが、私どももみずほも引き続き、冷静かつ速やかな情報発信とサービスの提供に努めてまいります。為替の見通しやリスクヘッジ、また中国・アジアにおける事業戦略にかかるご相談がございましたら、ぜひ弊行担当者までご連絡ください。本年もみずほをよろしくお願いいたします。



2015 年下期為替市場の回顧と 16 年の見通し

みずほ銀行 香港資金部
アジア FX ストラテジスト 張 建泰

米ドル/円 2015 年下期回顧

15 年下期のドル円相場は、上半期の高値である 125.86 円を超えることなく、中国経済の成長鈍化に対する懸念等からグローバルで株安が伸展するなどリスク回避的な動きから 116.15 円まで下落した。米国の代表的な株価指数である「ダウ工業株平均」が5月の高値から一時 16%を超える下落となるなど、不安定な展開こそ見られたものの、その後の中国当局による利下げや預金準備率の引き下げ等の相次ぐ緩和措置を受けると急速に下げ渋り、リスクセンチメントが回復。さらに FRB（米連邦準備制度理事会）が利上げを実行する 12 月にかけてはドル高基調が概ね継続し、一時

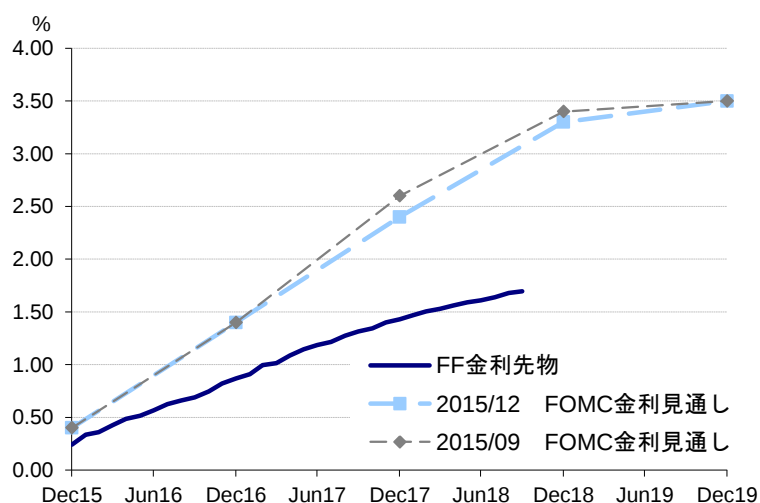
124 円台まで上昇（円安が進行）。結局、年末にかけては日銀による追加緩和が限定的な内容であったことから上値も抑制され、120.30 円で一年の取引を終了した。

米ドル/円 16 年見通し

昨年 12 月に米国が実質的なゼロ金利政策を解除したことで、16 年の市場の注目は今後の利上げのペースに移る。FOMC による政策金利の見通しによれば、16 年末の FF レートは 1.4% 程度としており（図表 1）、仮に一回の利上げ幅が 25bp 程度であれば 16 年中に 4 ないし 5 回の利上げが実施されることになる。一方、現状の米国金利市場は 16 年度

中の利上げ幅を 0.25-0.50% 程度しか織り込んでおらず FOMC の見通しは現時点ではタカ派と言える。足もとの経済環境を見てみると、原油価格は下落基調が続いているほか、なかなか反転の兆しが見えない中国・欧州・日本の景気動向に対する懸念は根強い。米国は大統領選挙も控えており、FOMC の見通しどおりの利上げペースを実現するのは容易ではないと考えられる。

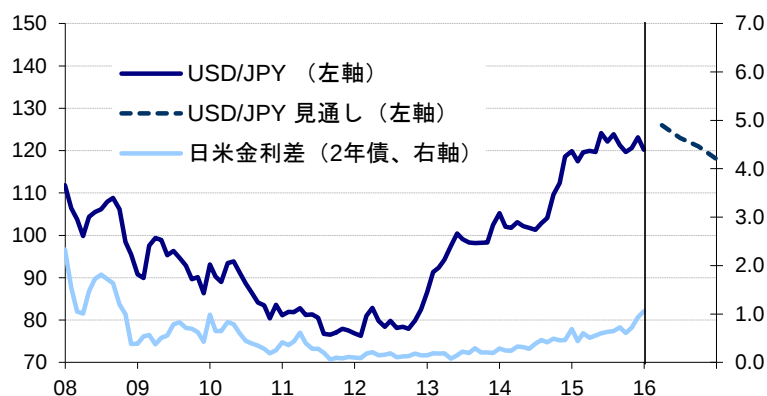
【図表 1】米国政策金利見通し



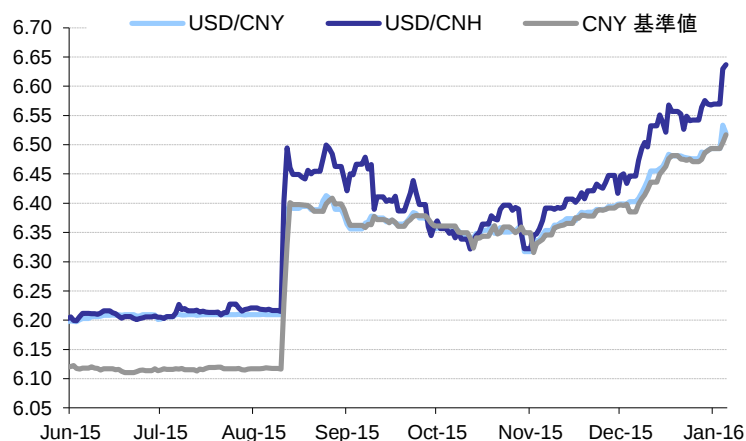
(資料) Bloomberg

一方、国内要因については本邦経常収支の黒字拡大や日銀による追加緩和に対する期待が後退しており、円高方向のバイアスが優勢となると見ている。日銀は15年10月の金融政策決定会合で2%のインフレ目標の達成時期の見通しを繰り下げると同時に追加緩和が必要でないことを改めて示唆。また12月の決定会合ではETF買い入れに対する新規枠等を設定するも、現状の量的緩和は据え置いたため、今後についても量的な面での追加緩和に踏み切るとは非常に難しいと思われる。以上の要因から、16年は下期に向けて緩やかに円高方向に反転する蓋然性が高いと見ており、年後半にはドル円は118円台前半程度をひとつのターゲットと考えている(図表2)。

【図表2】ドル円の見通しと日米金利差(2年債)



【図表3】人民元チャート



(資料)上記いずれも Bloomberg

米ドル/オフショア人民元 15 年下期回顧

15 年下期のオフショア人民元市場は、非常にボラティルな展開となった。中国人民銀行は8月中旬に突如、人民元の基準値算出にかかる基本方針を大幅に変更。事実上の人民元の切り下げを実施した。その後、数回に及ぶ為替介入の効果もあり一旦、小康状態となるも、11月の人民元の SDR¹通貨

採用や12月の新指数導入(=CFETS 人民元指数²)によりさらなる人民元安が進行。6.56 人民元台の後半で15年の取引を終えた(図表3)。

米ドル/オフショア人民元 16 年見通し

前述の通り、米ドル高基調は少なくとも16年第1四半期までは継続するものと考えられるが、過度に一方的な人民元安の進行は回避されると思われる。根強い先行き懸念のある中国経済ではあるが、昨今の経済指標は金融緩和の効果もあり、持ち直し

¹ 特別引出権(SDR)は、国際通貨基金(IMF)加盟国の準備資産を補完する手段として、IMFが1969年に創設した国際準備資産。SDRの価値は現在、米ドル、ユーロ、日本円、英ポンドの主要4通貨からなるバスケットに基づいて決められている。先ごろ、2016年10月1日付けで5番目の構成通貨として中国の人民元(RMB)を加えることが決まった。

² CFETS: 中国外国為替取引システム。この新たな指数は先進国・新興国通貨からなる通貨バスケットを基準に算出され、これまでの米ドルに大きく依存する人民元の変動をより米ドル以外の複数通貨との相対的価値として評価しようとするもの。

の兆しも見られるなど、中国経済のハードランディングの可能性は低いと考えている。

また、仮に一方的な人民元安が進行した場合、結果として中国市場から大規模な資金流出を誘発し資産価格が急落、ひいては金融市場の大混乱を招く可能性もある。こうしたことから、当局の立場としても行き過ぎた人民元安を容認するとは考えづらく、市場介入等の政策手段を導入するであろう。また、人民元安政策を過度に打ち立てることで人民元兌の通貨安戦争を招く可能性もあり、この点からも人民元の下値は限定されると思われる。16 年第1四半期にはドル高/人民元安の伸展により、米ドル/人民元は6.65 人民元台まで上昇した後、年末にかけては緩やかに人民元高方向に切り返し、6.53 人民元台まで下落すると見ている。



香港の賃金動向 ～2015年の回顧と16年の展望～

高田 由利香 みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザリー課

2015年の香港の経済成長率の着地見込みは+2.4%と、昨年比で若干鈍化の見通しである。同年1～11月の失業率は「完全雇用」に近い3.2～3.3%で横ばい推移した。労働力需給のひっ迫で賃金上昇圧力が続き、15年1～9月期の名目賃金増加率は14年通年の+4.2%を上回る+4.4%に達している。各機関が企業を対象に実施した調査によると、15年の平均昇給率は+4.3～4.7%のレンジであった。16年は中国の景気減速や米国利上げに伴う香港での金利上昇などの影響により景気拡大ペースは減速傾向となり、賃金上昇圧力は従来比で緩和する見通しだ。

1. 15年の回顧

(1) 景気の全体感

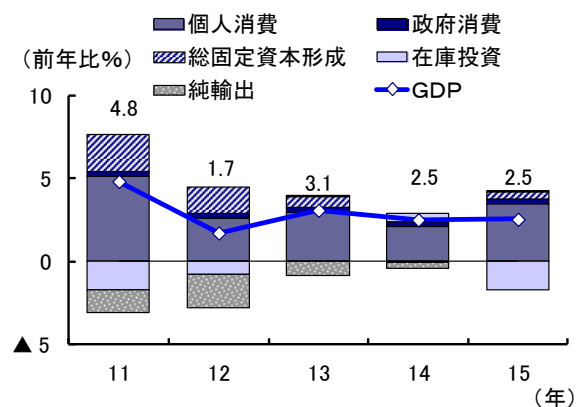
香港の15年1～9月期の実質GDP成長率は前年同期比+2.5%であった(図表1)。輸出は、中国に加えその他アジアやEU向けも低迷し、前年同期比▲1.5%に落ち込んだ。小売は中国を中心とする訪港者減少の影響を受け、1～11月期は前年同期比▲2.7%を記録した。外需は低迷したものの、堅調な雇用・所得環境などで個人消費が景気を下支

えた。香港政府は15年通年の成長率を+2.4%と予測するなど、14年と同程度ないし若干下回ると見込んでいる。総合消費者物価指数(CPI)は主に住居費と食品価格の上昇が全体を押し上げるトレンドが持続したが、過去数年の+4%台から、15年1～9月期は+3.3%まで上昇圧力が和らいでいる(図表2)。

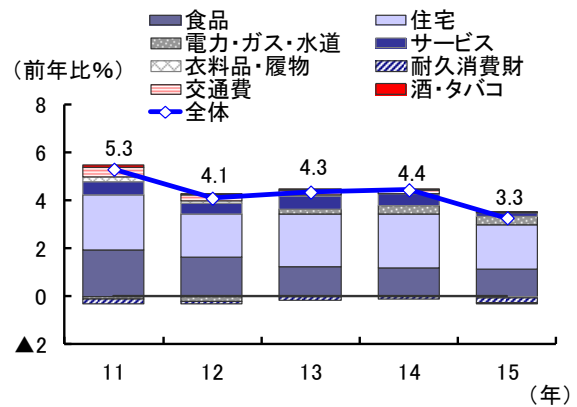
(2) 雇用・所得の状況

15年の失業率(季節調整値)は3.2～3.3%の低位

図表1 実質GDP成長率の推移



図表2 総合消費者物価指数の推移



横ばいが続いた(図表3)。1～11 月期の平均でも3.3%と、近年の労働力需給ひっ迫傾向が継続した。

15年9月時点の自営業者なども含む就業者数は前年同期比で約3万人増え、約380万人となった。業種別で就業者数が最も多いのは小売・ホテル・外食の62万人で、これに不動産・専門サービスの51万人、貿易・卸売の48万人、運輸・倉庫・通信の45万人が続く。

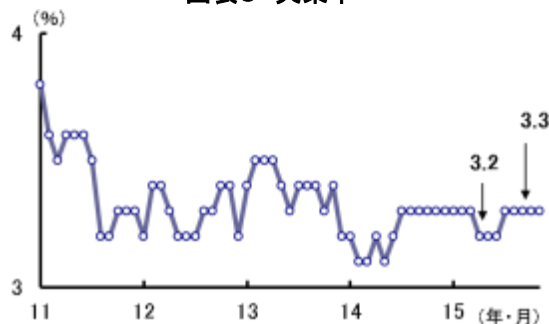
就業者数は15年1～9月期にかけて前年比プラスの伸びが続いたが、そのペースは徐々に鈍化し、7～9月期で0.3%にとどまっている。業種別寄与度では、建設と運輸・倉庫・通信のほか、教育や医療・福祉などの個人・社会向けサービスを含むその他が全体の伸びを支えた(図表4)。特に建設は、中国本土とリンクする鉄道・橋梁や域内の地下鉄

路線敷設などの大型インフラプロジェクトが続いており、雇用拡大に寄与したとみられる。

半面、貿易・卸売や小売・ホテル・外食は年前半から、不動産・専門サービス、金融・保険は同後半から就業者数が減少に転じている。このうち小売・ホテル・外食は、過去5年間にわたり雇用拡大のけん引役を担ってきたが、中国本土旅行者を主とする来港者数の減少を受けて15年1～3月をピークに就業者数が前期比で減少に転じている。また、不動産・専門サービスや金融・保険については、不動産取引件数の減少や年後半にかけての株式市況の低迷などが背景にあるとみられる。

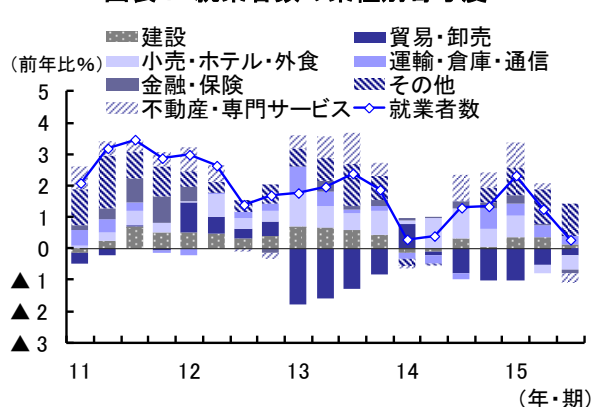
15年の所得環境をみると、同年1～9月期の賃金・給与指数¹の前年同期比変化率は、名目賃金が+4.4%、名目給与が+4.7%と14年を若干上回った(図表5)。また、物価上昇率を差し引いた実質値は14年には賃金、給与ともマイナスに落ち込んだが、15年1～9月期は賃金が+0.1%、給与が+

図表3 失業率



(資料) 香港政府統計処、CEIC

図表4 就業者数の業種別寄与度



(資料) 香港政府統計処、CEIC

図表5 賃金・給与指数の前年比変化率

	名目		実質	
	賃金	給与	賃金	給与
2006	1.7	2.4	▲0.1	0.4
2007	2.5	4.0	0.7	2.0
2008	3.4	2.6	0.7	▲1.7
2009	▲1.0	0.5	▲1.5	▲0.1
2010	2.5	2.4	▲0.4	0.1
2011	8.1	7.9	2.7	2.5
2012	5.7	6.5	1.6	2.3
2013	4.7	5.4	0.2	1.0
2014	4.2	4.3	▲2.4	▲0.1
2015*	4.4	4.7	0.1	1.3

(注)*15年は1～9月期の前年同期比変化率。

(資料) 香港政府統計処、CEIC

¹ 香港政府統計では、賃金(wage)について基本給および定期的な支払いが決まっている手当や賞与の合計額で、管理職階までカバーするものと定義。これに対して給与(payload)は、賃金に加えて変動賞与や残業手当などを含み、経営職階までカバーしており、賃金よりも包括的な概念であるが、賞与の時期などで指標が不規則に動く傾向がある。

1.3%と、かろうじてプラスを回復した。

各種機関が 15 年の平均昇給率の実績について行った調査結果では、香港人力資源管理学会が平均+4.3%、香港バプティスト大学と香港人材管理協会が+4.3~4.7%と、14 年の同+4.2~4.5%を若干上回るレンジ水準であった。後者は業種別の平均昇給率も明らかにしており、最も平均レンジが高かったのは建設業の+4.8~5.8%で、最も低かったのは小売・外食産業の+3.5~3.9%であった。

2. 16 年の展望

(1) 16 年は景気鈍化の可能性

各種機関の予測などを参考に 16 年の景気を展望する。みずほ総合研究所は米国の利上げ開始に伴う香港での金利上昇が個人消費や投資を下押しするほか、外需も力強さに欠けることから、16 年の実質 GDP 成長率は 15 年の着地見込み+2.3%を下回る+1.9%にペースダウンすると予測している²。

これに対して IMF は、世界の景気回復の足取りは重く、外需は力強さを欠く状況にあるものの、ひっ迫する労働力需給を背景に個人消費は引き続き堅調に推移して景気を下支えし、16 年の実質 GDP 成長率は 15 年の着地見込み 2.25%を若干上回る 2.5%と予測する³。ただし、景

気を下押しする可能性のあるリスクとして米国の利上げのインパクトや不動産市況の調整、中国の景気減速の影響を挙げ、警鐘を鳴らした。

その他の金融機関なども含めた 16 年の実質 GDP 成長率の予測レンジは+1.0~2.5%と悲観から楽観までの幅が比較的大きいようである(図表 6)。これらを平均すると+2.0%となり、15 年着地見込みの平均値+2.3%を下回った。16 年の香港の景気見通しは、15 年を若干下回る拡大ペースを基本としつつ、米利上げが不動産市況や企業の投資意欲に及ぼす影響、中国の景気鈍化、香港ドルの対元上昇を背景とする旅行者の伸び悩みの程度などは下振れリスク要因といえ、注意深く見守る必要があろう。

図表 6 各機関による香港経済見通し(16 年予測数値順)

機関名	実質 GDP 成長率 (予測、%)		公表時期
	2015	2016	
UBS	2.0	1.0	2015年09月
ゴールドマン・サックス	2.3	1.6	2015年12月
みずほ総合研究所	2.3	1.9	2015年12月
シティグループ	2.5	2.0	2015年12月
香港金融管理局(HKMA)	2.3	2.2	2015年11月
モルガンスタンレー	2.0	2.3	2015年11月
恒生銀行	2.3	2.4	2015年12月
IMF	2.3	2.5	2015年12月
中国銀行	2.5	2.5	2015年12月
香港政府	2.4	-	2015年11月
平均	2.3	2.0	

(資料)みずほ総合研究所「みずほアジア・オセアニア経済情報 16 年 1 月(季刊)」15 年 12 月、恒生銀行「香港経済的挑戦と展望」15 年 11 月、「香港服務貿易將再大放異彩?」15 年 12 月、中国銀行(香港)「香港経済可持續温和増長」15 年 12 月、IMF「People's Republic of China—Hong Kong Special Administrative Region: Staff Concluding Statement of the 2015 Article IV Mission」15 年 12 月、HKMA「2015 年 11 月 2 日立法會財經事務委員會簡報會 2015 年 10 月 26 日呈交立法會簡報會文件」15 年 11 月、香港政府、各種メディア報道

² みずほ総合研究所「みずほアジア・オセアニア経済情報 16 年 1 月(季刊)」(15 年 12 月 10 日)

³ International Monetary Fund, People's Republic of China—Hong Kong Special Administrative Region: Staff Concluding Statement of the 2015 Article IV Mission

(2)雇用・賃金の 見通し

企業の景況見
通しを示す翌期
業況判断 D. I. を
みると、足もとで
悪化の兆しが認
められる(図表
7)。企業の雇用
見通しを示す翌
期雇用判断 D. I.

図表7 香港における翌期業況・雇用判断 D.I.の推移

		2014				2015				(D.I.)
		1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	
雇用 判断	業況判断(全業種平均)	6	8	6	7	3	1	5	▲1	
	製造	9	▲4	1	12	10	13	4	1	
	建設	19	19	26	15	29	22	29	28	
	貿易・卸売	▲6	▲1	▲4	▲4	▲1	▲1	2	▲5	
	小売	23	22	9	17	16	▲2	5	▲7	
	ホテル・外食	10	13	27	14	9	9	14	11	
	運輸・倉庫・クーリエ	20	15	17	17	9	17	14	19	
	情報・通信	15	17	26	19	20	35	16	7	
	金融・保険	19	15	12	7	13	11	5	11	
	不動産	14	25	25	25	26	6	0	13	
	専門・事業サービス	12	8	20	14	4	▲6	5	2	

(注)1. 翌期業況判断 D.I. = (「良くなる」－「悪くなる」) ÷ 回答社数 × 100

2. 翌期雇用判断 D.I. = (「雇用を増やす」－「雇用を減らす」) ÷ 回答社数 × 100

3. いずれも翌期見通し。

(資料) 香港政府統計処

では、運輸・倉庫・クーリエと建設の雇用意欲が比較的に強いものの、貿易・卸売や小売といった就業者全体に占める割合の大きい分野でマイナスとなっている点は懸念される。

香港人力資源管理学会が 16 年1～4月に賃金改定を予定している企業を対象とした調査⁴では、昇給計画ありと回答する企業の割合は 94.1%で、前年調査時の回答率96.2%に比べ2.1%ポイント低下した。また、賃金改定を予定する企業の平均昇給率は+3.8%で、前年の同+4.5%を 0.7%ポイント下回ったほか、15 年実績+4.3%を 0.5%ポイント

下回った。

その他の機関も含めた 16 年の昇給予測を見ると、昇給率は 15 年をやや下回る水準とする見方が大勢のようである(図表8)。

以上から 16 年の賃金上昇率を予測すると、景気の先行きは下振れリスクをはらんでおり、過去数年間続いた失業率の低位推移は、貿易や小売・外食などの労働集約型サービスセクターで労働力需給のひっ迫が緩み、失業率が上昇する可能性がある。このため賃金上昇圧力は減退し、名目賃金の上昇率はここ数年にわたり続いてきた4%台から、3%

図表8 各機関による昇給率の計画と実績

調査機関	15年		16年	
	計画 (%)	実績 (%)	計画 (%)	公表 時期
TOWERS WATSON	4.5		4.5	2015/10/13
香港人材管理協会 & バプティスト大学	4.0～4.5	4.3～4.7	4.1～4.3	2016/10/29
香港人力資源管理学会	4.5	4.3	3.8	2015/11/03
ECA International	5.0		4.5	2015/11/12
Manpower Group		3.8～4.2	3.0～4.0	2015/12/08

(資料) 各機関プレスリリースおよび各種報道

台に低下する可能性もあると予想する。ただし、物価上昇圧力は緩和傾向にあることから、実質では 15 年とさほど変わらないか、場合によりこれを上回る可能性もあろう。

⁴ 香港人力資源管理学会 (Hong Kong Institute of Human Resource Management) 「3.8% Base Pay Rise Forecast for 2016」



【India】インドビジネス最新情報 第 18 回

インド物品・サービス税(GST) に関するアップデート

石倉 瞬 エス・シー・エス国際会計事務所グループ
Corporate Catalyst India Pvt Ltd

インドでは11月27日から1カ月程度の日程で冬季国会が開かれた。今回の国会は、モンスーン国会(7月21日から8月13日に開催された夏季国会)において可決に至らなかった GST (Goods and Services Tax) に関する憲法改正案(The Constitution (122nd Amendment) (GST) Bill, 2014)を議論するための国会、と新聞紙面上をにぎわしている。直近ではインド・ビハール州の州選挙で、モディ政権の擁立した候補者が大敗を喫しており、このGSTの導入が州民にとってネガティブな影響を及ぼすと評価されたことが要因と言われる。一方で、ジャイトリー財務相は、当憲法改正案の可決に向けて反対勢力を説得するためにすべての努力を行うと言及しており、幅広い議論および可決への意欲を見せている¹。

GST は、インドにおいて多数存在する間接税を1つの法体系に統一させた間接税であり、日本でいう消費税のことである。GST に関しては、前回のインド政府予算に関するジャイトリー財務相のスピーチにおいて2016年4月1日から導入することを宣言しており、インド政府は上述の憲法改正案と同時並行で GST の制度概要に関するジョイント・コミッティーを組織し、4月の導入に向けての動きを進めている。

ジョイント・コミッティーからはこれまでに、以下の4つの制度概要に関するリポートが公表されるとともにパブリック・コメントの募集が開始された。今回はこれらの制度案に関するリポートの概要について紹介したい。なお、今回の内容は制度化される前の情報であり、今後の議論によっては変更される可能性があることに留意されたい。

	報告書	報告日	アップデート
1	Report of the Joint Committee on Business Processes for GST on Registration (GST の登録プロセス)	2015年7月	2015年11月
2	Report of the Joint Committee on Business Processes for GST Payment Process (GST の納税プロセス)	2015年4月	2015年11月
3	Report of the Joint Committee on Business Processes for GST on Refund Process (GST の還付プロセス)	2015年8月	2015年11月
4	Report of the Joint Committee on Business Processes for GST Returns (GST の申告プロセス)	2015年10月	2015年11月

1. GST の登録プロセス

Goods and Service Tax Network (GSTN)

GSTN は、GST を支える IT システムのアドミニストレーターである。企業は通常、GST に関する手続きを GST Common Portal (仮称) と呼ばれる専用ウ

¹ 編注: インド冬季国会は GST 関連法案の採決に至らないまま、12月23日に閉会した。

ウェブサイト上で行い、GSTN は当該ウェブサイトを含めて GST に関するシステムを管理する。

GST 識別番号 (GSTIN: Goods and Service Tax Identification Number)

GST 導入後、企業は GST に関する登録を行い、GST 識別番号 (GSTIN) を取得することが必要となる。原則として、すべての GST 納税者は当該 GSTIN を保持することが必要となり、当該 GSTIN に基づき GST のクレジット情報が管理され、GST の相殺や還付のメリットを享受したり、GST の申告手続きを行ったりすることが可能となる。

小規模取引業者への免除規定

これまでに公表されている GST の登録手続きに関するレポートでは、売上の合計額が一定額に満たない小規模取引業者には、GST の登録が免除される旨が言及されている。なお、具体的な一定額は GST 関連法令において公表するとされており判明していない。一方で、売上高が一定額を超えた場合には 30 日以内に GST の登録を行うことが義務付けられているため、留意が必要である。

Compounding Scheme

Compounding Scheme とは、請求書ごとに GST を把握、計算するのではなく、売上高の一定割合を GST として納税する簡便的な方法である。Compounding Scheme は納税者が適切に GST に関する手続きを行うための社内機能を有するまでの暫定的措置であることが明言されており、当スキームに関しても売上規模が一定額未満の場合に選択可能な手段である。Compounding Scheme を適用する場合には、適用年度の前年度 3 月 31 日にまでに申請を行わなければならない。

登録手続き

登録手続きはすべて GST Common Portal を通して行われる。レポート上では、申請に必要となる情報およびそのサポート資料を GST Common Portal を通してアップロードする形式で電子申請が行われる。なお、企業の代表者が電子署名を持っている場合には当該電子署名を通して申請を完了可能である。しかし電子署名を持っていない場合には GST Common Portal から申請書類のサマリーを出力し、企業の代表者がサインしたうえで、アドミニストレーターである GSTIN のオフィスに直接提出する必要がある。

なお、すでに間接税の登録が行われている既存の企業については、州付加価値税やサービス税の登録情報に基づき当局より企業代表者に GSTIN の取得に関する通知を行うことが提案されている。企業は当該通知に従い、GST Common Portal にアクセスし、GST 登録上の不足情報を登録することで、GSTIN 取得できる。

2. GST の納税プロセス

GST の納税は、GST Common Portal に従って行われる。GST の月次申告を行い、納税額が確定すると納税額が記載された Challan (納税指図書) が発行される。企業は Challan に従って、納税を行うことになるが、納税には次の 3 つの方法が設定されている。

- ① インターネットバンキング、クレジットカード、デビットカードを用いての納税
- ② インド準備銀行に承認されている銀行 (Authorized Dealer Bank) の窓口にて現金、チェックまたはデマンド・ドラフトによる納税 (上限: 10,000 ルピー/Challan)

- ③ ②以外の銀行の窓口にて現金、チェックまたはデマンド・ドラフトによる納税(上限: 10,000 ルピー/Challan)

日系企業の場合、多くは①の支払方法が選択され、②での支払いもかなり限定的になることが想定される。しかし、GST は全インドにて展開されるシステムとなるため、地方の取引業者等の状況も踏まえ、幅広く GST の納税を行える環境を整えている。また、インドの GST には、Central GST、State GST、Integrated GST、Additional Tax の4種類の税務区分が用意されている。企業はこれらの4種類の税務区分を理解したうえでの納税が必要となる。

3. GST の還付プロセス

GST に関する還付も重要な手続きの1つであり、ジョイント・コミッティーから還付事例および手続き案が公表されている。以下では日系企業に当てはまると考えられる主な還付事例について説明する。

誤謬による税金の還付

リポートでは GST の納税時の誤謬等に関しても検討されており、次の誤謬がリポート上では想定されている。

- Central GST や State GST の識別番号、Integrated GST、Additional Tax の分類に関する記載ミス
- GSTIN の記載ミス
- 納税金額の記載ミス

これらの例示のうち最初の2つについては、納税者より還付請求を行うことで、税務当局は当該申請の適切性を確認したうえで還付に応じることになる。ただし、還付請求は一定期間内に行われることが

必要となる。3つ目の誤謬に関しては将来の GST の税務債務との相殺で調整されることが検討されている。

輸出時における税金クレジット累積額の還付

現在の憲法改正案においては輸出時には GST に相当する輸出関税は0%となることが提案されている。このため、輸出業者の場合には物品の仕入時に支払った GST はクレジットとして累積する一方で、輸出時には GST の税務債務が発生しないため、基本的にはクレジットが解消されることがない。このため、物品の輸出に際しては一定の場合に還付請求することが許容されている。

取引量などにに基づき事後的に一定の値引きを受けたことによる GST の還付

物品の売買に関する多くのビジネスモデルにおいて、一定期間または年間で一定量の取引が行われた場合には仕入額から値引きを受けられるケースが考えられる。このような場合にも取引が発生し支払いが行われた時点では値引きを受けられるか否かは確定しておらず、通常、値引き考慮前の金額で GST の納税が行われることが想定される。その後、一定期間経過後に値引きが発生した場合、値引きに関する GST の調整が必要となる。リポートにおいてはこのようなケースにおいても還付が認められるよう提案していることが明記されている。

在庫や固定資産の購入等の影響による GST の税金クレジットの累積

在庫過多になっている場合や、大規模な固定資産設備の購入が生じた場合などには、購入時に支払った GST が税金クレジットとして累積していることが考えられる。リポートにおいては、このような場合

には還付は認められず、将来期間の税務債務と相殺していくことが必要となることが明記されている。

4. GST の申告プロセス

様式	概要	提出期日
GSTR 1	課税対象者が物品・サービスの提供を行った場合の申告書	翌月 10 日
GSTR 2	課税対象者が物品・サービスを授受した場合の申告書	翌月 15 日
GSTR 3	月次申告書	翌月 20 日
GSTR 4	四半期申告書 (Compounding scheme の利用者のみ)	四半期の翌月 18 日
GSTR 5	非居住者 (課税対象者) に関する申告書	登録の最終日
GSTR 6	Input Service Distributor に関する申告書	翌月 15 日
GSTR 7	GST の源泉徴収に関する申告書	翌月 10 日
GSTR 8	年次申告書	翌年度 12 月末
Input Tax Credit (仕入時の GST 支払額) に関する帳簿		常備
現金出納帳		常備
GST に関する帳簿		常備

GST にかかる申告手続きに関しては、現行の付加価値税の申告等と同様に月次での申告が要求されている。上記の図表は GST の申告に関する様式とその内容および提出期日をまとめた表である。上記表において太枠になっている GSTR 1、GSTR 2、GSTR 3、GSTR 8 が通常、日系企業において必要となる申告手続きとなる。このため、企業側は月次と年次での GST に関するコンプライアンスフローを構築することが必要である。なお、様式 GSTR 7 に関してはレポートでの詳細な説明はなく、GST 関連法令によって必要性が明らかにされるものと考えられる。

5. 最後に

インドの GST は、請求書に基づいた取引ごとに GST の計算が行われる。一方で日本の消費税にお

いては、企業の帳簿を基礎として消費税の計算が行われ、両者では GST の計算方法が大きく異なる。インドの GST のほうが取引ごとの GST の計算が要求されるため、捕捉される GST の金額はより正確であるが、かなりの煩雑性が伴うと考えられる。インド政府はこの煩雑性の伴う部分に対して、IT システムを用いて可能な限りオートメーション化することで、計算の正確性を補完することを考えている。現時点においては当該 IT システムの開発状況は公表されておらず進捗状況は判明していない。また一方で、GST の制度に関しては当局側、企業側において現場担当者の教育は必須である。インド政府が GST に関して 16 年 4 月から全面導入することは依然として考えにくい、13 年会社法が同年 8 月に成立後、9 月から部分発効された例を考えると、企業側としても GST の状況を注視することは必要と考えられる。本稿がインドの GST の状況のアップデートにつながれば幸いである。



石倉 瞬 (いしくら しゅん)

日本国公認会計士
エス・シー・エス国際会計事務所
Corporate Catalyst (India)
Deputy Manager

大手監査法人に 7 年間勤務。その間、大手資産運用会社の投資信託やアジア規模の不動産ファンドの監査に従事。日本の会計基準のみならず、米国会計基準や国際会計基準にも精通している。2014 年 1 月よりニューデリーに駐在し、現地日系企業に対する会計・税務・法務・労務関連のアドバイザーサービスや、新規進出企業への投資アドバイスを行う。



【Vietnam】

EPE(輸出加工企業)の国内販売 および販社活動の検討

谷中 靖久 KPMG ベトナム

1. はじめに

EPEとはExport Processing Enterpriseの略称で、輸出加工企業と呼ばれる。ベトナムにおいてEPEとは、輸入関税や輸入VATが発生しない企業体と理解されており、特に関税が発生しない点について製造コストが下がる大きな利点となり、人件費を含め、低い製造コストに着目してベトナムに進出する多くの日系企業がEPEの企業形態を採用している。EPEは名称からもわかるとおり、製造した製品を輸出することを前提としている企業体である。一方で日系企業のベトナムにおける投資活動は多様化しており、9,000万人を超えるベトナム内需を目的とした製造・国内販売形態、あるいは輸入販売(販売事業)形態での事業の検討が活発になされている。その際には、そもそも製造および輸出を前提としたEPEが製造した製品の国内販売を行うことができるか、販売事業を行うことができるのか、といったライセンス上の問題、および税制上の留意事項の検討が非常に重要となる。

今回はEPEの制度上のまとめと、EPEが製造した製品の国内販売、および製造していない製品の販売(販売事業)についてその可否と留意点について解説する。

2. EPEの概要

(1) 関税およびVATの免税

上述のとおり、EPEは輸出加工企業の略称である。工業区や輸出加工区等について定めたDecree 29/2008/ND-CP(以下Decree 29)によると、EPEとは「輸出加工区内で設立された企業、あるいは工業区・経済特区において製造製品の全量を輸出する」企業と定義されている。材料を輸入して製造・加工行為を行って完成された製品を全量輸出するという事業は、ベトナムには製造・加工のために一時的、短期的に滞在するに過ぎず、ベトナムは製造過程の中での中継地点に過ぎないという性格を有し、同様に国際物流の中継地点としての性格を有する保税倉庫と同じくEPEは非関税地域として法規制上、取り扱われている。そのため、関税に関する政令(Decree 87/2010/ND-CP)に基づき、EPEが次のような物品を輸出入する場合、関税およびVATが免除されている。

- a) EPEから輸出する物品
- b) EPEでの使用、あるいは輸出向けの製品の生産のために輸入された物品
- c) ベトナム領土内の別のEPE、輸出加工区または保税地域から購入した物品

- d) ベトナム領土内の別の EPE、輸出加工区
または保税地域に対して販売する物品

関税および VAT が免除される、ということは、そもそも発生しないということであり、特に VAT については申告手続きを行う必要がない。VAT の申告手続きが免除されるという点は、関税および VAT が金額としてそもそも発生しないという利点とともに、税務手続きが簡素化されるという点でも大きなメリットとなっている。

なお EPE であるというだけで付与される法人税や個人所得税の税優遇は現時点では存在しない。

(2) 国内で発生した費用から生じる VAT の取り扱い

EPE は原則として VAT が免除されているが、支払ってしまった VAT がどのように取り扱われるかが論点となる。VAT というのは個人等最終消費者が負担する税金であるため、最終消費者ではない企業は支払った VAT がコストになることがないよう、売上から徴収する VAT と相殺して申告、あるいは還付されるように制度設計されている。

しかし還付制度の前提として VAT 申告がなされている必要があるものの、EPE の場合、VAT の申告手続きをそもそも行わないため、EPE が VAT を支払った場合には還付されることはなく、費用化してしまう。一方で売り手は売上金額から追加して VAT を徴収し、申告・納税する義務を負っており、EPE と取引した明確な証憑なしに免税すれば脱税行為となってしまう。特にスーパーでの購入といった国内購買においては、売り手は商品やサービスを売った相手が EPE であることの説明が

困難であることがあり、売り手にとって EPE から VAT を徴収しないことはリスクを伴う。

この点、VAT 法 通達 Circular 219/2013/TT-BTC(以下 Circular 219)の9条1項において、同条3項に挙げた例外を除いて非関税地域に属する企業、すなわち EPE への製品、サービスの販売については VAT を0%と規定している。ただし製品については同条2項 a)で通関手続きを行うことを要求し、サービスについては同条1項の b)において EPE の地域内で消費されることも条件に挙げている。同条3項の例外としては、国外通信サービス費用、EPE が使用する自動車代金ならびにそのガソリン代、EPE 外でのホテル代・会議費用・倉庫費用ならびに従業員の交通費などがあり、これらの費用について EPE は VAT を支払う必要がある。

3. EPE が製造した製品の国内販売

(1) 製造製品の国内販売の実行可能性

Decree 29 によると、EPE とは「輸出加工区内で設立された企業、あるいは工業区・経済特区において製造製品の全量を輸出する」企業と定義されている。そのため法令の文言だけみると EPE が製造した製品を直接国内で販売することは認められないようにも見える。しかし、EPE の事業に関して記載した現行投資法¹上の政令はまだ公布されていないものの、旧投資法に関する Decree 108/2006/ND-CP 第15条およびそのガイドラインである Circular 04/2007/TT-BTM 第6条では、「輸入禁止商品以外については EPE の国内販売は可能」と明記されている。そして「EPE の国内販

¹ 現行投資法は 2015 年 7 月 1 日より施行された。

売は輸出の関係にある」と規定されており、上記のとおり、国内販売も輸出の一環であると解釈している。

また Decree 29 の 21 条5項によれば「EPE と国内企業との間の販売取引は輸出入取引」と規定されており、当 Decree の一部条項を修正・補足する Decree 164/2013/ND-CP (以下 Decree 164) 第1条9項、Decree 144/2015/ND-CP 第1条においても、同様に EPE のベトナム国内販売を許容している。

以上から、現行投資法の政令がまだ出ていない関係上、EPE 製造製品の国内販売を明確に認めた法規制は存在しないものの、EPE 製造製品の国内販売は可能であると解釈される。

(2) 製造製品を国内販売をする際の留意点

EPE が製造した製品を国内に販売する際には、上述のとおり輸出と同様に取り扱われる。国内販売をしても輸出と同様に取り扱われるのは、EPE ではない企業 (Non EPE) が関税や VAT を支払っているのと同様の取り扱いとなるようにするためである。通関手続きについて定めた Circular 128/2013/TT-BTC 第 49 条3項には、EPE がベトナム国内市場に販売する手続きを規定しており、買い手が Non EPE の場合、EPE は輸出通関を行う必要があり、買い手は輸入通関を行い、関税および輸入 VAT を支払う必要がある。買い手が EPE の場合は、EPE の輸出通関および買い手の輸入通関はともに不要であり、買い手は関税や輸入 VAT を支払う必要がない。

EPE が輸入した固定資産については、関税や輸入 VAT が免税されるため、Non EPE が同様の

製品を製造、国内販売する場合に比べ、EPE の方がなお税制上優位になる可能性がある。そのため EPE の製造製品の国内販売には一定の割合など制限があるという議論が生じることが多いが、現行法規制上このような制限は存在しないため、法規制上は 100% の国内販売も許容されている。

4. EPE の販売事業

(1) 実行可能性

EPE は「輸出」「加工」企業のため、特に製造業を前提としたステータスをもった企業が、製造を行わず、製品そのものの輸入販売や国内購買、国内販売 (あるいは輸出販売) を実施する事業 (販売事業) を実施可能かという点については法規制上明確ではなかった。法規制で明確に許容されていない限りは、EPE の定義を考えると企業としては実施不可能と解釈するのが合理的であった。

この点、ベトナム政府の方針は 2015 年、工業区内で EPE の販社事業を許容する方向に大きく変更されている。旧来は工業区 (工業団地) や輸出加工区においては製造行為のみを行うべきという判断から、Decree 164 において EPE が販売事業を行う場合には、工業区外に支店を設置する必要があると規定されていた。またこれに応じる形で発行された VAT 法通達 Circular 219 においても、EPE の販売事業においては関税および VAT は免除されず、別途支店を設立した上で販売事業分について VAT の申告を要請していた。しかし Decree 29 や Decree 164 を改正する Decree 114/2015/ND-CP (以下、Decree 114) が 15 年 11 月に公布され、会計帳簿と販売製品について製

造製品と明確に区分することを条件に、EPE が工業区内で販売事業を行うことを許容している。もちろん工業区外に支店を設立して販売事業を行うことも可能であるものの、工業区内で販売事業を実施できれば製造事業と販売事業で人材や費用を共通化することができるため、今後工業区で販売事業を行う EPE が増加するものと推測される。

(2) EPE が工業区内で販売事業を実施をする際の留意点

EPE は関税と VAT について免除され、申告を要しない企業であるが、EPE が実施する販売事業については関税および VAT 免税の恩典が付与されないため、関税を支払って VAT を納税・申告する必要がある。EPE が工業区内で販売事業を行う場合、工業区外で支店を設立する場合と異なり、製造事業と同様の税コードを使用して申告・納税することになる。Decree 114 の発効で取引自体は実施可能となるが、VAT の取り扱いを定めた Circular 219 はなお変更されていないため、このような場合の VAT 申告の方法は法規制上は明確化されていない。

そのため製造事業と同様の税コードを使用して VAT 申告を行うことになるとされるものの、各地の慣行によって取り扱いが異なる可能性があるため十分留意する必要がある。また Decree 114 が要請するとおり、製造事業と販売事業で会計帳簿および材料・製品を明確に区分管理し、VAT の申告対象となる取引を明確にする必要がある。共通費などの按分方法も現行法規制上、明確ではないため各地の当局にオフィシャルレターで問い合わせを行うなどして、明確にする必要がある。

5. まとめ

EPE は輸出製品を加工・製造する企業という形式で規定された企業体であるものの、ベトナム経済の発展ならびに企業活動の活発化に伴い、製造製品の国内販売や、製造していない関連製品の輸入販売など、EPE の要望に応じる形でさまざまな活動が認められるようになってきている。輸出加工業以外の活動を模索する EPE はますます増えると思われるものの、今後も EPE については状況に応じた法規制の変更が予想される。EPE として活動の拡大を検討する際には、最新の法規制や法規制上の留意点、組織上の留意点も検討したうえで、EPE として工業区内で実施するか、別途支店を設立するか、それとも別法人とするか、最適なスキームを決定する必要がある。

谷中 靖久
(たになか やすひさ)

公認会計士
KPMG ベトナム



大阪市立大法学部卒。2003 年 10 月に 朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）東京事務所入所。日本国内において主にソフトウェアメーカー、製造業等の会計監査（米国及び日本国会計基準）に従事。2011 年 7 月より KPMG ハノイ事務所に赴任し、現地の日系企業に対する投資、会計・税務、法務、人事等のアドバイスを提供している。



【Malaysia】

マレーシアでの駐在員にかかる 就労ビザの取得と留意点

平松 直樹 フェアコンサルティング マレーシア

はじめに

日系企業がマレーシアへ進出する際、就労ビザやライセンスの取得に時間がかかることを説明すると驚かれるケースが少なくありません。マレーシアでは新会社の設立は2週間から1カ月程度で完了するのに対して、許認可やライセンスの取得は思うように進まないケースも見られます。特に新会社の場合、就労ビザの取得は半年から1年近くかかるケースもあるからです。そのため、本稿では今回はマレーシアでの就労ビザの取得の概要について、留意点とともに解説したいと思います。

1. マレーシアの就労ビザの種類

マレーシアでの就労が可能なビザには Employment Pass(以下「EP」)と Professional Visit Pass(以下「PVP」)の2種類があります。

EP はマレーシアの会社での長期の就労が認められるビザで、通常は2年間の許可で発行されます。ただ、最近では申請者の給与が低く最少額に近いケースなど、1年間のみの許可で発行される場合も少なくありません。

PVP は日本からの技術指導者などに対し、マレーシアの会社がスポンサーとなって発行する就労ビザで、通常は6カ月間の短期ビザであり、最長でも1年間しか延長できません。また、PVP ではマレーシアの会社は対象者に対して給与の支

給が行なえず、日本の会社から給与の支給を継続することとなります。

なお、マレーシアでは EP を取得した赴任者の家族のための配偶者ビザである Dependent Pass(以下「DP」といいます)が発行されますが、現状では DP で働くことは認められていません。

2. EP の申請と資本金

マレーシアの会社が EP を申請するためには、資本金の規制があります。当該規制による資本金額は外国資本とマレーシア資本の割合に応じて概ね下表の通りとなっています。例えば、日本企業などの外資が 100%保有するマレーシア法人の場合は、最低 50 万リンギットが必要となります。ただ、事業内容によっては 50 万リンギットでは認められないケースも少なくありません。詳細は3以降で説明します。

【EP 申請にかかる資本金規制】

No	資本割合	資本金
1.	100%マレーシア資本	RM 250,000
2.	ローカルと外資の合併	RM 350,000
3.	100%外国資本	RM 500,000

*RM=マレーシア・リンギット

3. EP の事業別の手続き区分

EP の申請には、マレーシアで行う事業により以下の通り3カ所の申請先に区分されます。

- 1) 製造業や駐在員事務所など⇒マレーシア投資開発庁 (Malaysian Investment Development Authority=MIDA)
- 2) ソフトの開発や Web 広告などの IT 企業⇒マルチメディア開発庁 (Multimedia Development Corporation=MDEC)
- 3) 上記以外の小売りや卸売、商社などのサービス業⇒マレーシアの税関の EP 申請用サイト (Expatriate Services Division=ESD)

なお、MIDA へ申請する場合はすべての資料をハードコピーにより申請する必要がありますが、MDEC と ESD への申請はウェブサイトを通じてソフトデータをアップロードすることにより申請を行いません。なおマレーシアでは事業の区分について、定款に基づいて会社設立時に申請する事業によって判断されるため、会社設立の申請時に誤った事業を登録したり、複数の事業を登録した場合には、審査が長期化したり、定款を修正するのに時間が必要となるケースも多く、会社設立前の段階からビザの取得を考慮して事業選択を行う必要があります。

4. 駐在員事務所や製造業の EP の申請

マレーシアでは駐在員事務所や製造業の製造ライセンスを取得する際に EXPAT POST (駐在員ポスト) を申請します。そのため、駐在員事務所の許可や製造ライセンスを取得するのに併せて、EXPAT POST の許可も得ることになるので、その後の駐在員の EP も1カ月程度の比較的短期間で取得可能となります。

5. IT 企業の EP の申請

IT 企業については MDEC の e-Xpats Centre というウェブサイトから申し込みます。IT はマレーシアでは奨励業種となっているので、サービス業のような外資規制の対象となりません。そのため、上述の表に記載した 50 万リンギットで EP の申請が可能となります。ただ、最近では IT 企業の事業判断を厳しく行うケースが増えてきており、MDEC の担当官への事業説明の結果、6で説明するサービス業と判断されるケースも見られ、十分な事前検討が必要となります。

EP 申請の主な手続きは以下の通りで、全体では約2〜3カ月の期間が必要となります。

- 1) MDEC へ登録し、会社番号を取得
- 2) 会社登録のための必要資料 (文末表) を MDEC へ提出
- 3) MDEC からの要請に応じ担当官と面談
- 4) MDEC 主催の e-Xpats のトレーニングに参加 (トレーニングは代理での参加も可能。トレーニングへの参加後、会社登録は完了)
- 5) 必要資料 (文末表) を提出し、個人の EP を申請 (承認は2ステージあり)
- 6) 税関へパスポートを提出、EP が発行される

6. サービス業での EP の申請に必要なライセンス

国内取引・協同組合・消費者省 (Ministry of Domestic Trade, Co-operatives & Consumerism: MDTCC) が発行したガイドラインにより、マレーシ

アではサービス業を行う会社に対し、100%での外国資本保有が可能となりました。

ただし、サービス業では払込資本金が 100 万リンギットを超えているなどの MDTCC の要件を満たしていることを記した、MDTCC からの承認レターが必要となります。このレターは“WRT ライセンス”や“USS ライセンス”と呼ばれ、ESD での会社登録時に提出を求められます。

WRTには小売りと卸売にカテゴリーがそれぞれ分かれています。一般的には申請用フォーム (Form WRT)、会社案内、事務所の賃貸借契約書、事務所内の写真およびビジネスライセンス (Business Premise License)などの書類が必要となります。MDTCC からの承認は MDTCC の委員会で決定され、通常は承認まで1～2カ月程度が必要となります。なお、WRT の申請は現在では電子申請化が行なわれています。また、WRT の申請では MDTCC の現地視察が行なわれるケースもあるため、事前の準備が必要となります。

なお、コンサルティング、デザインやプロモーションなどの事業については、2015 年の途中から Unregulated Service Sector (USS)ライセンスという、WRT ライセンスに類似したライセンスが必要となっています。

7. サービス業での EP の申請

サービス業での EP の申請は上記の WRT ライセンス等の取得後からスタートとなりますが、主な手続きは以下の通りとなり、全体では約2～3カ月の期間が必要となります。

- 1) ESD へ登録し、会社番号を取得 (ESD: Step1)
- 2) 会社登録のための必要資料 (文末表) を ESD へ提出 (ESD: Step2～4)
- 3) 税関の担当官と面談を行ない Letter of Undertaking (念書) を提出 (ESD: Step5)
- 4) 会社登録が完了し、EP の発行枠が付与される (ESD: Step6)
- 5) 必要資料 (文末表) を提出し、個人の EP を申請
- 6) 税関へパスポートを提出、EP が発行される

8. EP の取得と最低給与

マレーシアでの EP 取得のための最低給与は 5,000 リンギットとなります。5,000 リンギットは外国で支給されている給与の金額を含みますが、手当などは含まれないため、給与として支給されている必要があります。なお、EP の更新時には直近の個人所得税の申告と納税資料、および直近3カ月の給与明細を税関に提出する必要があります。

9. EP の申請に必要な資料

EP の申請に必要な資料は、次頁の表の通りとなりますが、会社登録の際の事務所の電話請求書、個人申請の際の英文の卒業証明書、DP の取得の際に必要な Family Certificate を取得するための直近の登記簿謄本などは、事前に準備を行っていないとその後の手続において時間が必要となる要因となります。

表：就労ビザの取得のための必要書類

会社の登録	個人の EP の申請
- 英語版の会社案内 - 会社情報 - パスポートのコピー（写真のページのみ） - 直近の監査報告書 - 賃貸借契約書 - 事務所電話請求書 - 会社の税番号 - 地方自治体からのビジネスライセンス - フォーム 9 - フォーム 13 - フォーム 24 - フォーム 49 - 会社の最新 Register of Company(ROC)	- 個人情報 - ジョブ・ディスクリプション - 最新の履歴書（英語版） - マレーシア法人の組織図（英語版） - 大学の押印がある卒業・修了証明書（英語版） - 調理師免許など業務に直結する資格の証明書（もしあれば） - パスポートの全ページのコピー - ビザ申請対象の 3.5 cm x 5 cm パスポートサイズ写真（青い背景）4 枚 - 会社との雇用契約書
	配偶者ビザ
	- Family Certificate（家族証明） - 家族のパスポートの全ページのコピー - ビザ申請対象の 3.5cm x 5.0cm パスポートサイズ写真（青い背景）4 枚



平松 直樹

（ひらまつ なおき）

Fair Consulting Malaysia

フェアコンサルティング マレーシア

KPMG 税理士法人出身。トランザクションアドバイザー部門の一員として、不動産投資、海外企業の買収、グローバルでの組織再編など大規模案件をマネジャーとして担当。専門は複数国にわたる取引に対する税制を検討する国際税務。現職では企業の進出から、会計・税務にかかる戦略的なアドバイスなど、多様な業務を提供している。

Business 【Singapore】



シンガポールにおける事業再編、清算にかかる法令および手続き

是松 洋平 RSM シンガポール

1. はじめに

中国の景気減速、資源価格の下落や政変などにより周辺国の経済が失速する事態を受け、シンガポールでも経済成長率が低下している¹。そのような中で、今までのシンガポール、東南アジア戦略を見直そうとする動きが見られる。本稿では、かかる事態に直面した際に、企業が注意すべきシンガポールの事業再編、清算に関する法令、手続きについて解説する。

2. 事業再編

企業が財務的困難に直面したとき、財務アドバイザーなどの力を借り、債権者から債権放棄の合意を得るなどして、公的手続きを経ずに問題を解決することができる。しかし、これが不可能、あるいは債権放棄後も財務問題の解決が図られない場合、以下の2つの公的手続きによる事業再編スキームを検討することになる。

(a) 協定によるスキーム (Scheme of Arrangement)

財務的困難に直面している企業は会社法 210 条に基づく申請をすることができる。この申請は、

債権者に対する債務、義務を軽減するためのスキームを提案するものである。この申請の際、企業は同時に支払猶予の申請もすることが多い。人数ベースで過半数、かつ金額ベースで4分の3以上の債権者の同意を得ることで、提案されたスキームにつき裁判所による裁定を申し立てることができる。裁判所の裁定で、スキームがそのまま認可されるか、あるいは裁判所が適切と考えられる代替案を行うよう指示がある。

(b) 法定管理 (Judicial Management)

企業あるいはその債権者は、裁判所が指名した法定管理人 (Judicial manager) の監督の下、当該企業の事業再編を行うこともできる。いったん法定管理が申請されると、法定管理が完了するか、申請者がその申請を取り下げるまで、当該企業に対する法的申し立ては停止される。債権者は法定管理人の同意無しには新規の申し立て、既存の申し立ての継続ができなくなり、企業が立ち直るための重要な猶予期間となる。

法定管理人は、企業が現在は債務超過状態だが、以下のいずれかを実行できるとの合理的な見込みがあることを確かめる義務がある。

- 事業の活性化
- 協定によるスキームの開始

¹ シンガポールの 15 年の GDP 成長率は 2%、16 年の GDP 成長率は 1~3% の見通しである。
<http://www.straitstimes.com/business/economy/singapore-2015-gdp-growth-forecast-trimmed-to-close-to-2-1-3-for-2016-mti>

- 清算よりもステークホルダーに有利な資産売却などのスキーム

法定管理が開始してから 60 日以内に、法定管理人は企業の債権者に対して、提案を行わなければならない。この提案は、上記3ついずれか（複数の組み合わせの場合もある）の方法をとるか、そしてそれがどのように達成されるかに関するものである。債権者はこの提案に対して賛否を投票し、債権者の同意が得られれば、法定管理人が提案内容に沿った計画の実行が行われるよう管理する。

3. 清算手続き

個々の企業の状況により、会社を清算するという選択肢もある。その場合の手続きとして以下の3つが考えられる。

(a) 裁判所による清算(強制的な清算)

会社法 253 条で定められている通り、企業、債権者、株主、清算人、監督官庁は高裁に対して清算を申請できる。

申請者は清算のためのデポジットとして 5,200 シンガポールドルを管財人に供託する必要がある。裁判所は公認の管財人あるいは公認の清算人を管財人として指名する。清算手続きは、清算の申請が行われた日に開始したとみなされる。

裁判所が企業の清算開始を決定できる状況については会社法 254 条1項に詳しく書かれている。以下にその一部を記載しておく。

- 債務の支払不能

1万シンガポールドル以上の債権を持つ債権者から正当な権利としての返済督促を登記上の住所で受け、その日から 21 日以内に返済を行わなかった場合、その企業は債務返済能力が無いとみなされる。(会社法 254 条2項 (a))

- 正当かつ衡平と認める場合

清算をすることが正当かつ衡平と裁判所が認める場合。

清算を行う主な目的は、企業の資産を売却し、債権者、株主などのステークホルダーに分配することにある。

清算人は、過去の企業の取引などについて調べ、取締役が企業に支払能力がないと知りつつ行った取引(取締役に請求)、債権者間の平等原則に反する取引(優遇された債権者に請求)、市場価格を下回る取引(取引相手に請求)などがある場合、適切な相手方に請求し、回収を図る。

(b) 債権者による任意清算(債務超過企業の清算)

債権者による任意清算は債務超過の(債務を全額返済するだけの十分な資産が無い)企業に利用される。

債権者による任意清算は、企業の取締役および株主により主導され、清算開始に当たり、その旨の株主総会特別決議を経る必要がある。その後、任意清算に関する清算人の選任などをするため、債権者集会を召集する。

(c) 株主による任意清算（債務超過でない企業の清算）

最も一般的なものは、債務超過でない企業が、清算をし、余剰資産を株主に分配する方法である。

株主による任意清算を承認するための臨時株主総会を開くにあたり、取締役は企業が清算開始から 12 カ月以内にすべての負債を完済をできることに確信を持つことが求められ、その旨を書面で宣誓する必要がある。企業は臨時株主総会で企業の清算を担当する清算人を選任する。

4. 最後に

シンガポールにおいても経済成長率が低下し、在シンガポール日本企業も戦略の見直しを迫られる中、再編、清算に関する問い合わせも増加傾向にある。

また、ごくまれに、取締役や株主が正式な手続を経ずに撤退するケースもあるが、このようなケースでは取締役や株主がシンガポールにおいて不利な扱いを受ける可能性が高いので、撤退に当たっては、所定の手続きを踏むことを強くお勧めする。





是松 洋平
(これまつ ようへい)
RSM シンガポール
(旧 RSM テオリム)
日本デスク

日本国内での事業会社、会計事務所などでの勤務を経て、2012 年 4 月より現職。現在日本企業の会社設立、シンガポールでの事業展開、税務、会計関連のアドバイスなど各種アドバイスを提供。

Business 【Indonesia】



インドネシアの外国人雇用に関する 新規制(規則 16 号と 35 号) ～最新規制の事実上の一部撤廃～

町田 憲昭、吉本 智郎 西村あさひ法律事務所

1. はじめに

2015 年 10 月 23 日、インドネシアの労働大臣は、労働大臣規則 2015 年 35 号(以下「大臣規則 35 号」)を発令し、わずか約4カ月前に発令された「外国人労働者¹活用の手続きに関するインドネシア労働大臣規則 2015 年 16 号」(以下「大臣規則 16 号」)の一部内容を修正し、外国人雇用政策に新たな変更を加えました。以下、大臣規則 16 号および今般の同 35 号について概説します。

2. 大臣規則 16 号

15 年6月 29 日に発令された大臣規則 16 号は、インドネシア域内において、雇用者が外国人労働者を雇用等するに際しての手続き、より具体的には、雇用者による外国人雇用計画書(*Rencana Mempekerjakan Tenaga Kerja Asing* (RPTKA)、以下「外国人雇用計画書(RPTKA)」)および外国人就労許可(*Izin Mempekerjakan Tenaga Kerja Asing* (IMTA)、以下「外国人就労許可(IMTA)」)の取得に関する義務および手続きを定めるものであり、それまでこれらの内容を

規定していた労働移住大臣規則 2013 年 12 号(以下「大臣規則 2013 年 12 号」)を廃止し、同規則 12 号のもとでは不明瞭であった点を明確化しつつ、外国人労働者雇用に関して新たな規制を課すものでした。

(1) 従前的大臣規則 16 号の主要な内容

(i) インドネシア非居住者である取締役およびコミサリス²等に関する外国人就労許可(IMTA)

それまで、インドネシア国外に居住するインドネシア法人の外国人取締役およびコミサリス等(以下、併せて「非居住取締役等」)について、インドネシアにおける外国人就労許可(IMTA)の取得を義務付ける明文規定は存在しませんでした。そのため、非居住取締役等については、外国人就労許可(IMTA)は取得しないのが実務の趨勢でしたが、大臣規則 16 号は、非居住取締役等についても、外国人就労許可(IMTA)が必要とされる旨を初めて明記しました。

¹ 外国人労働者とは、インドネシア域内において労働するための査証を有する外国人と定義されます。

² コミサリスとは、日本の株式会社における監査役に類似する役職です。コミサリスにより構成されるコミサリス会は取締役による業務執行を監督し、一定の場合には取締役の業務執行を一時停止することができるなど、強い権限が与えられています。

(ii) 外国人労働者とインドネシア人労働者の割合

大臣規則 16 号は、1 人の外国人労働者を雇用する外国人労働者雇用者³は、当該 1 人について、インドネシア人労働者を少なくとも 10 人以上雇用しなければならないと明記しました。このような外国人とインドネシア人の労働者比率については、従前、不文のポリシーとして外国人 1 人に対し、インドネシア人 3 人ないし 4 人程度の比率が求められていたものの、これが明文化され、かつ、1:10 まで比率が上げられたものです⁴。

(iii) 一時的業務に関する外国人雇用計画書(RPTKA)および外国人就労許可(IMTA)に関する変更

一般に、外国人労働者の雇用を検討する外国人労働者雇用者は、労働大臣またはその指名を受けた公務員が承認する外国人雇用計画書(RPTKA)を保有することが義務付けられています。外国人雇用計画書(RPTKA)は、外国人就労許可(IMTA)の交付の前提とされています。

³ 外国人労働者雇用者とは、外国人労働者を雇用し、給与又はその他の形態の報酬を支払う法人又はその他の機関と定義されます。

⁴ ただし、大臣規則 16 号第 3 条 2 項の定めにより、1:10 の比率の義務は、以下のいずれかに該当する外国人には適用されないものとされていました。なお、「一時的業務」とは短期間に完了することのできる業務を意味し、また「Impresariat」サービスとは、基本的に、エンターテインメントサービスを意味します(例えば、芸術やスポーツの分野で外国人労働者を一時的に往来させるもの等)。

- 取締役またはコミサリス等に就任する者
- 「緊急かつ差し迫った(emergency and urgent)」性質の業務のために雇用される外国人労働者
- 一時的業務のために雇用される外国人労働者
- エンターテインメント(impresariat)サービスのために雇用される外国人労働者

この点、大臣規則 16 号は、一時的業務のために外国人雇用計画書(RPTKA)の承認および外国人就労許可(IMTA)が必要とされる場合として、以下 a~h の活動を明記しました。従前は、以下 g(単発の業務)および h(機械・電気の据付、販売後のアフターサービスまたは試験販売中の製品に関する業務)のみが挙げられていたところ、a~f が新たにリストに追加されたことになり、例えば、講演や会議の目的のためだけに入国する際にも外国人雇用計画書(RPTKA)の保持および外国人雇用許可(IMTA)が必要とされる可能性があり、実業界の懸念を招いていました。他方、講演の実施等は、入国管理法の解説において到着ビザ(VOA)でも行える事項とも説明されており、以下に列挙されるいずれかの事項を行う場合に必ず一時的な業務のための外国人雇用計画書(RPTKA)が必要となるか、不明瞭でした。

- 製品品質とデザインの向上に向けた革新的産業技術の実施および開発、並びにインドネシア製品およびサービスの海外での販売協力のためのガイダンス、カウンセリングおよびトレーニングの提供
- 管轄当局の許可を得た商業目的でのフィルム製作
- 講演の実施
- インドネシアにある本社または駐在員事務所との会議への参加
- インドネシアにある支社の監査、品質管理または検査の実施
- 外国人労働者の試用
- 単発の業務

- h. 機械・電気の据付、販売後のアフターサービスまたは試験販売中の製品に関連する業務

(iv) 外国人労働者に必要とされる要件

なお、今般の大臣規則 35 号で撤廃された内容ではありませんが、大臣規則 16 号は、外国人労働者雇用者が雇用を検討する外国人労働者について、以下のいずれの要件も満たしていることを要求しています(大臣規則 16 号において、インドネシア語でのコミュニケーション能力の要件が除外されました)。

- a. 当該外国人労働者が就労する予定の職に応じた学歴を有していること
- b. 当該外国人労働者が就労する予定の職に応じた能力の認証を受けている、またはその分野で少なくとも5年の職歴を有していること
- c. 当該外国人労働者が、同僚のインドネシア人労働者に対し、自身の専門的スキルを移転することを表明する文書(将来、訓練および教育実施の報告書による証明対象となる)を作成すること
- d. 当該外国人労働者が6カ月を超えて労働している場合には、納税者番号を取得していること
- e. インドネシアの保険会社の保険に加入していることの証書を提示できること
- f. 当該外国人労働者が6カ月を超えてインドネシアで労働している場合には、国家社会保障制度(SJSN)に加入していること

ただし、上記の要件に関しては、以下の例外規定が存在します。

- 上記 a、b および c の要件は、取締役またはコミサリス等に就任する者には適用されない
- 上記いずれの要件も、「緊急かつ差し迫った」性質の業務のために雇用された外国人労働者には適用されない
- 上記 a、b、c、d および f の要件は、一時的業務およびエンターテインメントサービスのために雇用される外国人労働者には適用されない

(2) 大臣規則 16 号による影響

上記のとおり、大臣規則 16 号は、大臣規則 2013 年 12 号の下では必ずしも明確ではなかった論点について明確化を図り、また、外国人労働者の雇用に関して重要な影響をおよぼす可能性のある複数の新規定を導入するものでした。特に、非居住者取締役等の外国人就労許可(IMTA)取得義務化(上記(1)(i))、外国人労働者とインドネシア人労働者の割合規制(上記(1)(ii))および一時的業務に関する外国人雇用計画書(RPTKA)および外国人就労許可(IMTA)に関する変更(上記(1)(iii))については、外国人労働者の人事実務に重大な支障をおよぼしかねないものとして、外資企業や外国投資家の間で大きな関心事となっていました。

3. 大臣規則 35 号

今般発布された大臣規則 35 号は、こういった大臣規則 16 号に対する懸念に応えるものとなっ

ており、特に影響が懸念されていた前記2
(1)(i)(ii)(iii)の3つの政策を修正する点に大きな特徴があります。すなわち、

- 1) 外国人労働者雇用者は、非居住取締役等についても、外国人雇用計画書(RPTKA)を保持したり、外国人就労許可(IMTA)を取得する必要はないと修正されました。
- 2) 外国人労働者に対するインドネシア人労働者の1:10の比率を規定する条文は削除されました。この結果、従前の不文のポリシーとして理解されていた1:3ないし4程度の比率が今後も適用されることになると思われます。
- 3) 外国人雇用計画書(RPTKA)の保持および外国人雇用許可(IMTA)が必要とされる一時的業務の範囲が、大臣規則16号において規定された8項目から3項目に縮小され、下記b(旧e)については、もともと

の内容に、期間に関する条件が付されました(下表)。

表のとおり、大臣規則16号では、講演や会議のみのための入国にも外国人雇用計画書(RPTKA)の保持および外国人雇用許可(IMTA)が必要される可能性があるものと解された点で外資企業や外国投資家の懸念を招いていましたが、これらは今回撤廃されたことになります。

なお、その他、大臣規則36号では、以下のよう
な点も明記されています。

- 4) 新たに、インドネシア100%内資企業(Perusahaan Penanaman Modal Dalam Negeri)に対し、外国人をコミサリスとして雇用することを禁止する条項が追加されました。
- 5) 外国人労働者雇用補償金(Dana Kompensasi Penggunaan Tenaga Kerja Asing)について、米ドルからインドネシア・ルピアへの換金が不要となりました。こ

RPTKA 等が必要な一時的業務の範囲(新旧対照表)	
大臣規則16号旧第16条	大臣規則35号による修正後第16条
a. 製品品質とデザインの向上に向けた革新的産業技術の実施および開発、並びにインドネシア製品およびサービスの海外での販売協力のためのガイダンス、カウンセリングおよびトレーニングの提供	a. 製品品質とデザインの向上に向けた革新的産業技術の実施および開発、並びにインドネシア製品およびサービスの海外での販売協力のためのガイダンス、カウンセリングおよびトレーニングの提供
b. 管轄当局の許可を得た商業目的でのフィルム製作	a. 管轄当局の許可を得た商業目的でのフィルム製作
c. 講演の実施	e. 講演の実施
d. インドネシアにある本社または駐在員事務所との会議への参加	d. インドネシアにある本社または駐在員事務所との会議への参加
e. インドネシアに所在する支社の監査、品質管理または検査の実施	b. 1カ月を超える期間での、インドネシアに所在する支社の監査、品質管理または検査の実施
f. 外国人労働者の試用	f. 外国人労働者の試用
g. 単発の業務	g. 単発の業務
h. 機械・電気の据付、販売後のアフターサービスまたは試験販売中の製品に関連する業務	c. 機械・電気の据付、販売後のアフターサービスまたは試験販売中の製品に関連する業務

れは、大臣規則 16 号において、外国人労働者雇用補償金については新たにインドネシア・ルピアでの支払いが求められるようになっていたところ、当該規制を撤廃するものです。

- 6) 大臣規則 35 号の発令前に雇用者が非居住取締役等の雇用のために支払った外国人雇用許可(IMTA)の申請のための外国人労働者雇用補償金は、一切返金されないことが明記されています。

4. 終わりに

今回の大臣規則 35 号による大臣規則 16 号の修正は、国際商業会議所(International Chamber of Commerce)等によるロビー活動を受けて実現されたものであるといわれています。わずか4カ月での規制の事実上の撤廃は、インドネシアの規制法令の不安定さを露呈する結果となるとともに、一方で柔軟性をも表すものと考えられます。外国人労働者の管理および活用はインドネシア政府にとっても重要なテーマの一つであることは変わりませんので、引き続き、油断なく規制の動向に注視していく必要があるものと思われます。



町田 憲昭 (まちだ のりあき)
西村あさひ法律事務所
ジャカルタ事務所 *提携事務所
弁護士

インドネシアを中心とする東南アジア案件を手がける。現地駐在経験に基づき、新規進出、現地企業との合併、現地企業の買収、現地進出後の法務問題等に関してアドバイスをを行う。その他一般企業法務、国内外の M&A、海外進出案件等を担当。インドネシアの Rosetini & Partners に出向中。

西村あさひ法律事務所 NISHIMURA & ASAHI



吉本 智郎(よしもと ともろう)
西村あさひ法律事務所
シンガポール事務所
弁護士

2007 年弁護士登録。14 年 4 月よりシンガポール事務所に赴任。シンガポール、インドネシア、マレーシアを中心とした東南アジア諸国の M&A、JV、国際商事案件一般、一般企業法務に多く携わる。



【China】中国ビジネス法律講座 第 49 回

競業避止にかかる 代表的な誤解とその修正

潘立冬、楊金海 協力弁護士グループ

はじめに

企業間競争の激しい昨今、市場における優位性を保つために、自社の独自技術などにかかる秘密保持はますます重要性を増している。こうした企業の秘密事項を把握する従業員に対し、合法的に競合他社への就業を避止することは、秘密保持に有効な措置の一つである。

中国の「労働契約法」第 23 条は、競業制限に関して初めて法的に規定したもので、使用者（雇用者）は、秘密保持義務のある労働者と、労働契約、秘密保持協議の中で競業制限条項を約定し、労働契約を解除または終了した後の一定期間内に、原使用者と競争関係のある企業または業界への就職、あるいは原使用者と競争関係の存在する業務を自ら経営または他人のために経営することを禁じることができるとしている。一方、この競業避止期間中、原使用者が労働者に対し毎月、経済補償金を支払うこと、労働者が避止義務に違反した場合、使用者に対し、違約金を支払うことを約定することができることも示している。

これについて、本稿では、実務上、競業避止にかかる実務上の問題および関連事例をもとに、競業避止に関する代表的な認識の誤り、およびその修正を簡潔にまとめた。

1. 企業の全従業員への競業避止義務適用

多くの製造業企業、特にハイテク企業においては、商業秘密および技術、特許などの保護を極めて重視している。このため、企業の人事部門またはその他管理部門が、すべての従業員の入社時または在職期間中において、競業避止協議を締結する、または労働契約書の中に競業避止条項を盛り込むケースは多い。企業側としては、これをもって、従業員が商業秘密の漏洩、競合関係にあるその他企業での就職、または同種製品の生産・取り扱いを制限しようとしている。ただし、上述の方式は、制限を受ける従業員または職位を区別しておらず、従業員全員に対し、競業避止義務の履行を要求している。

「労働契約法」第 24 条第 1 項は、競業避止を行う人員は、使用者の高級管理職員、高級技術職員およびその他の秘密保持義務を負う人員に限るとしている。当該規定は、「秘密保持義務を負う人員」といった表現に見られるとおり、企業に一定の選択権を付与するなど、柔軟性を持たせている半面、企業が自由選択できる範囲は、「秘密保持義務を負う」人員の制限範囲を超過してはならない。実務上、上述のように従業員全員と競業避止協議書を締結する企業がみられ、こうした企業は従業員全員に企業の秘密に接触する機会がある

と想定している。しかし、これは企業にとって、明らかに不利である。企業が従業員に競業避止義務を負わせる場合、相応的な対価、すなわち経済補償金を支払う義務が生じる。職務・職位の区別なく全従業員に競業避止義務を適用することは、企業の労務コストを増加させる。さらに、従業員に競業避止補償金を支払わなかった場合は、従業員に競業避止義務を負うよう請求することができず、競業避止協議および関連条項は有名無実なものとなるだけでなく、企業は、競業避止協議を通じて従業員に違約金を請求することもできず、従業員が競業避止義務を履行した場合はこれに対する経済補償金を支払わなければならない。

2. 商業秘密保守と競業避止業務の同一視

「労働契約法」第23条は、使用者と労働者が、労働契約の中で使用者の商業秘密保持事項について約定する権利を付与したため、多くの企業は、競業避止と商業秘密をともに約定して、同一条項に書き込まれるもの、または同じものと捉えている。しかし実際には、商業秘密保持と競業避止とは、各方面において異なっている。

競業避止約定を締結することは、商業秘密を保護する手段の一つであり、競業避止自体は、商業秘密保護とは言えない。競業避止の内容も、商業秘密を保護することだけではない。秘密保持義務および競業避止業務の主な相違点は下表の通りで

	秘密保持義務	競業避止義務
発生基礎	法定義務または契約書に伴う義務	約定による義務
制限期間	期限なし	2年以内
対価補償	秘密保持により発生する対価を支払う必要がない	競業避止による補償金を支払う必要あり
法的責任	民事責任、刑事責任など	通常、民事責任

ある。

3. 2年を超える競業避止期間の約定

競業避止義務は、従業員が労働契約の解除または終了後（＝離職後）における義務である。離職後に従業員が競合他社に就職または従事することを制限するために、約定する競業避止期間は長ければ長いほどよいと考えがちであるが、これは競業避止期間に関する法的制限を無視することになる。

「労働契約法」第24条第2項には、労働契約の解除または終了後に、前項で規定されている人員（＝秘密保持義務を負う人員）が本使用者と同種の製品・業務を生産または競合関係にあるその他の使用者に就職するか、または自身で開業して同種製品・業務を生産あるいは取り扱うことを制限する期限は2年を超えてはならない、としている。

当該条項は、上述のように長期にわたる競業避止期間を約定すれば、労働者の適法な利益を損う恐れがあり、労働者の自由就職権および使用者の公平競争を維持する市場秩序のバランスを乱すことが考えられることから設けられたもので、法律上、2年間の最長競業避止期間を規定している。したがって、仮に使用者と労働者が2年を超える競業避止期間を約定した場合は、2年を超過した部分は無効となる。

4. 賃金の一部を競業制限補償金に充当

使用者と労働者が競業避止を約定した場合、労働者が離職後の一部の就職機会を放棄することに

対する補償として相応の対価、すなわち競業避止補償金を支払う必要がある。実務上、一部の企業がコスト節約を目的に、または法律規定に対する理解不足から、従業員の内職中の賃金の一部を競業避止補償金とする、または賃金を競業避止義務を履行する対価に充てることができると考えて、その他の競業避止補償金を支給しない、あるいは従業員の在職期間中に毎月、競業避止補償金を支払うことがあるが、これらはいずれも法律法規に則った対応とはいえない。

「労働契約法」第23条第2項には、秘密保持義務を負う労働者に対し、使用者は、労働契約または秘密保持協議の中で労働者と競業制限条項を約定し、かつ労働契約を終了または解除した後、競業制限期間中、月ごとに労働者に支払う経済補償について約定することができる、とある。

つまり、使用者による競業避止補償金の支給方法および支払期間は、法律上、労働契約の解除または終了した後、競業避止期間内であると明示されている。したがって、競業避止補償金は、労働契約関係の存続期間(在職期間)内に支払うべきではなく、賃金または賃金の一部を競業避止補償金としてはならない。

5. 競業避止経済補償金を約定していない約定は無効か

法律上、使用者と労働者が競業避止義務を約定した場合、使用者は対価(競業避止補償金)を支払うことで労働者に競業避止義務の履行を要求することができる。仮に使用者が経済補償金を支払わない場合、労働者は競業避止を履行する義務はない。このため、競業避止に関する約定に

経済補償金の内容を約定していない場合、当該競業避止約定は無効であると理解している企業がある。また、労働者が競業避止義務を履行しても、経済補償金について約定していなければ、補償金の支払いを主張する権利はないと主張するケースもみられる。

「最高人民法院による労働紛争事件審理の法律適用の若干の問題に関する解釈(四)」第6条には、当事者が、労働契約または秘密保持合意において競業制限を約定しているものの、労働契約の解除または終了後に労働者へ経済補償を与える旨を約定していない場合において、労働者が競業制限義務を履行した場合、労働者が労働契約解除または終了前の12カ月の平均賃金の30%を毎月、経済補償金として支払うよう雇用単位(使用者)に要求したときは、人民法院は、これを支持しなければならない、とされている。

使用者と労働者が競業避止を約定した場合、当該約定が双方の真実の意思を表示するものであれば、有効な約定であると認定される。つまり、経済補償金を約定していなくても、労働者は競業避止補償金を請求する権利を喪失していない。労働者は、既に競業避止義務を履行していれば、相応の経済補償金の支払いを主張することができる。使用者は、労働者と経済補償金の基準について協議することができるが、協議で合意できない場合、上述の通り、労働契約解除または終了前の12カ月の月平均賃金の30%を毎月支払うことになる。

最後に

ここまでで紹介した代表的な認識の誤りは、企業において競業避止制度の設計段階から管理・実務段階までに共通し、またしばしば見受けられるものばかりである。本稿では、かかる認識の誤りと修正すべきポイントについて紹介したが、企業は、具体的な法律・規定をいま一度確認するとともに、競業避止について正確に理解し、適切な競業避止制度の設計およびその実施、ならびに従業員管理に努められたい。



潘 立冬
パートナー弁護士
ニューヨーク州弁護士

中山大学法学部大学院指導教官 広州仲裁委仲裁員
中山大学大学院法学研究科修了、米国セントルイス・ワシントン大学ロースクール修了、1998 年中国にて弁護士登録、2004 年米国ニューヨーク州弁護士資格取得。
会社法、企業の合併・清算、労働法、不動産業務、知的財産保護、保険法、商法、海商仲裁及び訴訟等の分野で、豊富な経験を有する。



楊 金海
弁護士



中山大学法学科修了。労働法関連業務を得意分野とし、外資系企業の労働契約書、社内管理文書・就業規則の制定、競業避止契約・秘密保持契約の制定、労働紛争・ストライキの処理、労働仲裁・訴訟においても豊富な経験を有している。また、外商投資、会社設立、M&A、会社清算、商業紛争等に関連した仲裁及び訴訟等に対する法律サービスに数多く従事。



【アジア経済情報】

アジア概況

～2016 年に向け自律的回復力に乏しい展開が続く～

宮嶋 貴之 みずほ総合研究所

2015 年3Q の景気は底打ち

15 年3Q(7～9月期)のアジア経済は、総じてみれば底打ちし、多くの国で成長率は前期から加速した(図表1)。①韓国やインドなどで、政府による財政執行ペースの加速から公需が押し上げられたこと、②シンガポールやベトナムでは、輸出が底打ちしたことなどが要因である。

もっとも、成長率の加速ペースは全般的に小幅にとどまっており、景気回復のモメンタムは弱い状況だ。その主因は、輸出が下げ止まりつつあるものの、引き続き低水準で推移していることだ。3Qは、米国向け輸出の拡大が一服したことに加え、

その他地域向け輸出も底ばい状態だった。輸出の伸び悩みは、輸出依存度の高い国を中心に、景気回復の足かせとなった。

個別にみると、中国は、前期からやや減速したものの、市場予想以上の伸び率となった。インフラ投資の加速が下支えとなった。

NIEs は、好不調が分かれた。韓国は、MERS 感染終息による個人消費増加などから加速した。シンガポールは、輸出の底打ちにより持ち直した。台湾は個人消費など内需の悪化から、2期連続のマイナス成長となった。香港の成長率は加速したが、輸入の減少などが主因であり、景気の実態は弱い。

ASEAN5は、総じてみれば加速した。ベトナムは金融緩和により内需が堅調に推移した。インドネシアの成長率は、政府支出の執行加速により横ばいで推移した。マレーシアの成長率は減速したが、輸出が3期ぶりに増加したことなどから、景気の基調は底堅かった。フィリピンは在庫投資以外の需要項目は底堅く推移しており、景気は堅調だ。一方、タイの成長率は加速したものの、在庫投資以外の需要項目が振るわず、

図表1 実質 GDP 成長率

(前期比年率、%)

	2014				2015		
	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9
韓国	4.4	2.0	3.2	1.1	3.3	1.3	5.3
台湾	0.8	6.7	5.1	0.9	1.9	▲4.5	▲1.2
香港	2.6	▲0.0	5.9	1.0	3.0	1.7	3.5
シンガポール	1.8	▲0.5	2.6	4.9	3.5	▲2.6	1.9
タイ	▲2.9	2.6	3.7	4.7	1.4	1.4	4.0
マレーシア	5.5	6.7	3.3	7.3	4.7	4.5	2.6
フィリピン	7.6	7.0	2.6	9.5	2.0	8.2	4.5

(前年比、%)

中国	7.3	7.4	7.2	7.2	7.0	7.0	6.9
インドネシア	5.1	5.0	4.9	5.0	4.7	4.7	4.7
ベトナム	5.1	5.3	6.1	7.0	6.1	6.5	6.8
インド	6.7	6.7	8.4	6.6	7.5	7.0	7.4

(資料) 各国統計、CEIC Data

景気の基調は引き続き悪い。

インドは、投資や政府消費が拡大し、成長率は加速した。

景気対策の実施が相次ぐも、効果は限定的

景気回復テンポが弱い中、夏場以降、アジア地域では金融緩和や財政出動など景気対策の実施が相次いでいる(図表2)。9月末前後に米国の利上げ開始時期が当初予想より遅れる見込みが高まったことなどから、通貨下落圧力に対する懸念が後退したことも、こうした対策が実施された背景にある。

もっとも、各国の景気対策を総じてみると、急激な景気浮揚を意図した大型の対策とは言い難く、小幅の利下げや小規模な財政支出にとどまっており、景気の腰折れを阻止する意味合いが強い。各国が大型の景気刺激策に踏み切らない理由として、中国の景気下振れなど、今後の世界経済の悪化リスクに対応する政策余地を残そうという

図表2 2015年7月以降の景気対策実施国

国名	内容	評価
韓国	補正予算の実施	・個人消費など景気を一定程度下支え ・2009年以降の補正予算としては最小の規模
台湾	利下げ、消費活性化策など	・小幅な利下げゆえ、景気浮揚効果は限定的 ・消費活性化措置のGDP創出効果は限定的
シンガポール	金融緩和策の実施	・名目実効為替レートの上昇ペース緩和という微調整の範囲内。景気浮揚効果は小さい
インドネシア	一連の景気対策パッケージ	・規制緩和など中長期的な構造改革につながるものが多く短期の景気への影響は限定的
タイ	バツ高緩和策、景気対策	・投資奨励策やバツ高緩和策を実施も、低稼働率から効果は限定的
マレーシア	株価支援・景気対策	・目玉は株価対策で、それ以外の項目への支出額は小さい
ベトナム	通貨切り下げ	・実質実効ベースでみた通貨高を完全に是正するほどの切り下げではない
インド	利下げ、予算前倒し	・低稼働率のため、利下げ効果は限定的。予算前倒し執行も急切れへ

(資料)みずほ総合研究所作成

意向が働いていることなどが考えられる。

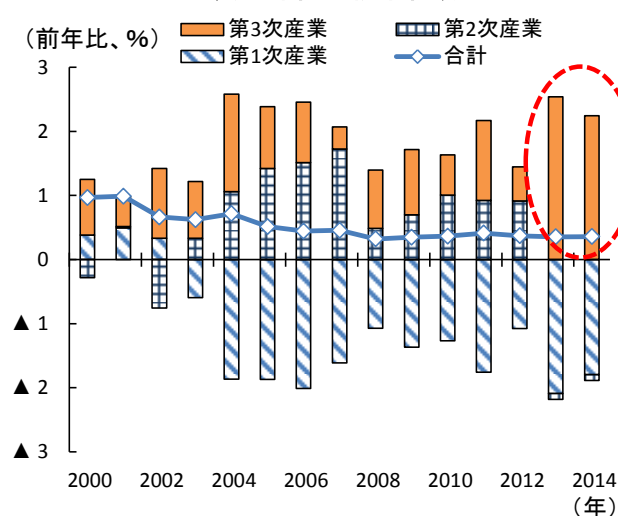
アジアの景気は 15 年末まで持ち直すものの、その後はペースダウン

16 年までを展望すると、アジアの景気は 15 年末まで持ち直しが続くものの、その後は 16 年末にかけてややペースダウンするとみられる。

中国経済については、インフラ投資の加速などにより、15 年末にかけて持ち直しの動きが明確になる見通しだ。しかし、16 年には、過剰設備問題などを背景とした資本ストック調整による投資の減速が続いていく見込みであり、緩やかな減速傾向に回帰しよう。

ただし、中国の成長率が急激に減速するというハードランディングな景気調整は避けられるとみられる。財政・金融政策によるある程度の下支えが見込まれることに加え、中間層・富裕層人口の拡大などによってサービス需要が拡大する中、第3次産業が就業者数全体の増加を下支えするなど(図表3)、良好な雇用・所得状況から、個人消費は底堅く推移する見通しだ。

図表3 中国の就業者数



(資料)中国人力資源社会保障部、CEIC Data

中国を除くアジア経済についても、15 年末までは持ち直しに向かうだろう。前述した各国の景気対策による内需の下支えに加え、米国や中国向けを中心に輸出が底打ちしよう。しかし、16 年の景気拡大テンポの更なる高まりは見込みづらい。中国の景気が減速基調に回帰することなどから、輸出は再び伸び悩む展開となろう。内需は、低水準の原油価格などの下支え要因もあるが、米国が利上げ局面入りすることで金融政策の緩和モードも、多くの国で次第に弱まる上に、輸出の伸びが緩慢で生産拡大の足かせとなるなど自律的な回復も見込みづらい状況だ。

懸念される4つの景気下振れリスクが存在

上述した景気の見通しに対するリスク要因として、①中国政府の政策対応の失敗、②想定以上の米利上げ加速などによる通貨急落、③史上最強のエルニーニョ現象発生、④重要選挙による政治混乱発生が挙げられる。

➤ 中国では政策対応の失敗による景気下振れのリスク

①については、上述したように、中国政府が政策対応によって景気をソフトランディングさせ、「経済の健全性向上」と「安定成長維持」を両立させるという見方がメインシナリオであるが、両者のバランスが崩れた場合には景気の腰折れを招来するリスクがある。仮に、政策対応が成長維持に偏った場合には、一時的に成長率が上振れするものの、その後の資本ストック調整圧力が増すことで景気が再度下振れしてしまうリスクがある。他方で、政策対応が健全性

維持に偏れば、インフラ投資などによる財政出動による景気下支え効果が想定よりも弱まることで、景気減速ペースが強まるリスクもある。

➤ 通貨急落により、インドネシアやマレーシア、ベトナムの景気が特に悪影響を受ける可能性

②については、米国の利上げが想定以上のペースで進む、あるいは中国景気の下振れなどを契機に市場でのリスク回避の動きが強まり、アジア諸国の通貨が再び急落する可能性がある。こうした通貨急落が現実化した場合には、特にインドネシアやマレーシア、ベトナムでは、外貨建て債務返済負担の増加等を通じて、景気が悪化するリスクがあろう。

➤ ASEAN やインドではエルニーニョ現象によるインフレ率高騰リスクに留意

③については、10 月からエルニーニョ現象が発生しており、史上最強の強度となる可能性も指摘されている。現実化すれば、異常気象から農産物の不作が深刻化して、食品価格高騰によりインフレ圧力が急激に増し、個人消費の冷え込みなどを招くリスクがある。ASEAN やインドの消費者物価指数(CPI)では、食品のウエートが相対的に大きいため(次頁図表4)、留意が必要だ。

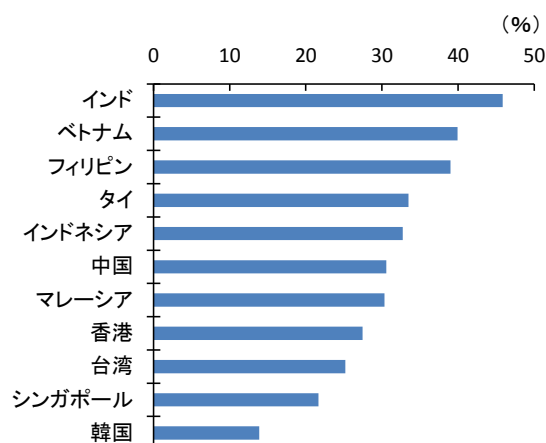
➤ 台湾、フィリピンなど重要選挙実施国では、政治動向を注視

④については、16 年中にアジア地域では多くの重要選挙が実施予定であるため、経

済政策の転換や政治混乱の勃発といったリスクも否定できない。中でも、大統領選挙が実施される台湾では、政権交代が起こって対中政策が大きく転換して地政学リスクが高まる可能性がある。また、大統領選挙が実施されるフィリピンでは、現アキノ大統領の改革路線を継承しない候補者が当選した場合には、政策のばらまき色が強くなる可能性がある。こうした事態が現実化した場合には、経済成長にも悪影響が及ぶリスクがあろう。

以上の点を踏まえ、15年の実質 GDP 成長率は、中国が+7.0%、NIEs が+2.0%、ASEAN5 が+4.6%、インドが+7.4%、16年は、中国が+6.7%、NIEs が+2.4%、ASEAN5 が+4.4%、インドが+7.7%と予測した(図表5)。

図表4 消費者物価指数の食品ウエート



(資料) 各国統計、CEIC Data よりみずほ総合研究所作成

図表5 アジア経済見通し総括表

	(単位: %)					
	2011年 (実績)	2012年 (実績)	2013年 (実績)	2014年 (実績)	2015年 (予測)	2016年 (予測)
アジア	7.4	6.3	6.4	6.3	6.2	6.1
中国	9.5	7.7	7.7	7.3	7.0	6.7
NIEs	4.1	2.3	2.9	3.4	2.0	2.4
韓国	3.7	2.3	2.9	3.3	2.6	2.9
台湾	3.8	2.1	2.2	3.9	0.9	1.8
香港	4.8	1.7	3.1	2.5	2.3	1.9
シンガポール	6.2	3.4	4.4	2.9	2.0	2.4
ASEAN5	4.7	6.2	5.1	4.6	4.6	4.4
インドネシア	6.2	6.0	5.6	5.0	4.7	4.8
タイ	0.8	7.3	2.8	0.9	2.4	2.2
マレーシア	5.3	5.5	4.7	6.0	4.7	3.6
フィリピン	3.7	6.7	7.1	6.1	5.5	6.0
ベトナム	6.2	5.3	5.4	6.0	6.7	5.7
インド(2011年度基準)	6.6	5.1	6.4	7.1	7.4	7.7
オーストラリア	2.6	3.6	2.0	2.6	2.3	2.6

(注) 1. 実質 GDP 成長率(前年比)。

2. インドの伸び率は、2012 年以前は IMF、2013 年以降はインド統計計画実行省の値。

3. 平均値は IMF による 2012 年 GDP シェア(購買力平価ベース)により計算。

(資料) 各国統計、CEIC Data、IMF、みずほ総合研究所

Back Issues

2015 年 5 月発行 第 42 号

- ・日中金協力と東京市場への期待
- ・2015 年「中国国有企業改革」のゆくえ～混合所有制はチャンスとなるか～
- ・Vietnam:ベトナムにおける最近の移転価格調査動向
- ・Malaysia:マレーシアを取り巻く GST の最新情報～2015 年 4 月 1 日の導入を受けて～
- ・India:インドの税制 [53]インドにおける個人所得税
- ・China:解説・中国ビジネス法務 [18] 中国環境保護法の改正(1)
- ・China:中国海外送金にかかる新基準の影響
- ・Macro Economy:インドネシア

2015 年 6 月発行 第 43 号

- ・広東省自由貿易試験区の活用と展望
- ・アジアの件費高・景気減速を懸念する日本企業 ～2015 年 2 月アジアビジネスアンケート調査結果～
- ・India:インドビジネス最新情報 [15] インドにおける税制改正～税務登録手続き簡素化の流れ～
- ・Vietnam:ベトナムにおける税務調査の概要
- ・Indonesia:インドネシアにおける外国人労働者ビザ問題
- ・China:中国ビジネス法律講座 [47] ストライキ参加者の合法的解雇と注意事項
- ・China:新民事訴訟法の解釈にかかる解説～小額訴訟手続きについて～
- ・Macro Economy:台湾

2015 年 7/8 月発行 第 44 号

- ・中国産業用ロボット市場の課題と戦略～華南エリアの動向を中心に～
- ・2015 年上期為替市場の回顧と下期の見通し ～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～
- ・Malaysia:駐在員に対する個人所得税
- ・Vietnam:改正企業法および投資法の施行細則の草案
- ・Vietnam:改正労働法 最新施行細則の解説
- ・India:インドの税制 [54] GST の概要および導入による影響
- ・China:中国企業との取引における注意事項
- ・Hong Kong:新会社法導入に伴う合併の取り扱い
- ・Macro Economy:アジア経済概況

2015 年 9 月発行 第 45 号

- ・中国市場は外国人投資家を受け入れるのか ～今後の制度改正に着目する理由～
- ・中国におけるリース産業とビジネスチャンス ～自由貿易区政策の活用を踏まえ～
- ・India:インドビジネス最新情報 [16] 非公開会社における会社法上の軽減措置に関する通達
- ・Vietnam:ベトナムにおける資本譲渡税の検討

- ・Thailand:タイで働くために必要なもの ～ビザ(VISA)と労働許可証(Work Permit)～
- ・Taiwan:日本と台湾での法人に課される税金の違い
- ・China:解説・中国ビジネス法務 [19] 中国環境保護法の改正(2)
- ・Hong Kong:香港の担保制度
- ・アジア経済情報:フィリピン

2015 年 10 月発行 第 46 号

- ・華南における越境 EC ビジネスの現状と展望
- ・深汕特別合作区 ～深圳市都市再開発に伴う移転候補地～
- ・Malaysia: GST 導入後の状況
- ・Vietnam:労働許可証およびビザ取得の最新法令と実務の解説
- ・India:インドの税制 [55]インドにおける個人所得税法とブラックマネー法
- ・China:「自由貿易試験区外商投資備案管理弁法(試行)」の解説～広東省自由貿易試験区を中心に～
- ・Hong Kong:香港の統括会社の動向と統括会社税制
- ・Taiwan:房地合一税制(建物土地合一税制)
- ・アジア経済情報:アジア経済概況

2015 年 11 月発行 第 47 号

- ・華南における越境 EC ビジネスの現状と展望
- ・新規上場先としての香港・中国本土市場の比較分析
- ・事業譲渡による中国ビジネスからの撤退
- ・India:インドビジネス最新情報 [17] 地域統括会社とグループ・ストラクチャーの構築に関する規制
- ・Vietnam:保税倉庫取引と外国契約者税
- ・Cambodia:カンボジア不動産市場と関連する税制
- ・Philippines:フィリピンにおける個人所得にまつわる税
- ・China:外国投資企業持分譲渡による再編の「特殊性税務処理」
- ・China:中国ビジネス法律講座 [48]『広告法(2015 年改正)』の施行による外資企業への影響
- ・アジア経済情報:インド

2015 年 12 月発行 第 48 号

- ・ラオス～ランドリンクで活きるプラスワン戦略の未来～
- ・中国企業による海外 M&A にかかる留意点
- ・India:インドの税制 [56]インドにおける内部統制制度
- ・Vietnam:ベトナムにおける改正企業法の施行細則
- ・Vietnam:ベトナムにおける監査役の役割と有効活用
- ・Indonesia:インドネシア会計制度と中央銀行新為替規制
- ・China:解説・中国ビジネス法務 [20] 事業者集中申告義務違反に関する中国商務部の決定
- ・China:中国の中小企業買収にかかる財務・税務デューデリジェンス
- ・アジア経済情報:ベトナム

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

みずほ銀行

香港営業第一部

中国アセアン・リサーチアドバイザー課

TEL (852) 2102-5486

直投支援部（日本）

TEL (03) 3596-6810

産業調査部アジア室（シンガポール）

TEL (65) 6416-0344



免責事項

1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。